

## 設置の趣旨等を記載した書類（本文）

1	設置の趣旨及び必要性.....	2
2	専門職大学院の名称および学位の名称.....	17
3	教育課程の編成の考え方及び特色.....	18
4	教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件.....	23
5	特定の課題についての研究成果の審査を行う場合.....	25
6	教育課程連携協議会について.....	25
7	基礎となる学部、大学院との関係.....	26
8	多様なメディアを高度に利用して、授業を教室以外の場所で履修させる場合.....	27
9	大学院設置基準第2条の2又は第14条による教育方法の実施.....	27
10	入学者選抜の概要.....	28
11	教員組織の編成の考え方及び特色.....	30
12	施設・設備等の整備計画.....	31
13	管理運営.....	32
14	自己点検・評価.....	32
15	認証評価.....	33
16	情報の公表.....	34
17	教育内容等の改善のための組織的な研修.....	34

## 1 設置の趣旨及び必要性

### (1) 和歌山大学の目的および使命

和歌山大学は、高野・熊野世界文化遺産など豊かな歴史と環境に恵まれた和歌山県内唯一の国立総合大学として、学術文化の中心としての使命と役割を担い、地域と融合し、地域の発展に寄与する学術研究を推進し、地域創生を牽引する人材を育成することを目標としている（和歌山大学第三期中期目標）。和歌山圏域の地の利を活かした豊かな人間性を育てる教養教育と、ひとつの専門性に偏らない分野横断的な専門教育を推進し、地域の企業、自治体、団体と連携した実践的な課題に触れる「地域と融合した深い学び」をとおして柔軟な社会性と対人関係性を養い、地域社会に貢献する人材を輩出することを目指している。

今般、国内外の観光を取り巻く状況の変化や、新たな時代の観光地域づくりを先導する人材養成のニーズの高まりを踏まえ、高度職業専門人たる「観光地域共創人材」を育成するため、和歌山大学大学院観光学研究科に観光地域マネジメント専攻（専門職大学院）を新設する。

### (2) 観光地域共創人材の必要性

2000年代以降、世界的にも日本においても観光および観光産業はめざましい成長を遂げ、いまや経済や産業の活性化、魅力的な空間創造の原動力として欠くことのできない存在となった。しかしその一方で、「オーバーツーリズム」に代表される諸矛盾が世界各地で露呈し、持続可能な観光への転換の必要性が強調されてきている。さらに、2020年以降のCOVID-19の世界的な大流行は、移動を前提とする観光にとって極めて大きな打撃をもたらした。ポストコロナ時代を見据えた観光の回復と地域経済の立て直しが喫緊の課題となるなかで、世界の観光先進地においては観光客誘致による経済効果を過度に重視するこれまでの観光のあり方を根本的に問いなおす機運も生まれている。今後、日本が真の観光立国を実現するためには、観光産業の国際競争力を高めることに加えて、国際競争力のある質の高い観光地域づくりの推進が不可欠である。各々の観光地域において国際競争力のある質の高い観光地域づくりを戦略的にリードする人材、すなわち、地域の稼ぐ力を引き出すとともに、地域の多様なステークホルダーとの協働的關係性を築き、地域社会・文化および環境の側面を含めた観光地域マネジメントを実装し、持続可能な地域へと先導する観光地域共創人材が強く求められている【資料1】。

#### 1) 観光を取り巻く社会的状況

20世紀後半以降、観光は一貫して右肩上がりの成長を続けてきた。とりわけここ10年間の成長はめざましく、世界中の多くの都市において、観光は外貨を獲得する有力な産業として位置づけられてきている。コロナ禍直前の2019年には世界全体の国際観光客数は14億6,000万人を超え、観光産業（旅行・観光部門）は世界のGDPの約10%、全雇用の約10%

を生み出すまでになった。こうした状況において、主として2010年前後からの日本の観光および観光地域（ディステーション）をめぐる主要な動向を示せば次のとおりである。

#### (a) 国家戦略としての観光推進の加速化

2013年に「2020年東京オリンピック・パラリンピック」の開催が決定し、日本の観光立国政策は、インバウンド政策を中心にさらに加速した。2016年に策定された「明日の日本を支える観光ビジョンー世界が訪れたい日本へー」において、観光は「地方創生の切り札、GDP600兆円への成長戦略の柱」とされ、2020年に4,000万人、2030年に6,000万人の訪日外国人旅行者数をめざすという目標が掲げられた。同時に、観光を地方創生につなげていくという観点から、三大都市圏以外の地方部への訪日外国人旅行客の訪問を増大させるべく、外国人のべ宿泊者数の地方部比率を2020年には50%（7,000万人泊、2015年の約3倍）、2030年には三大都市圏との比率を逆転させて60%（1億3,000万人泊）とする目標が定められた。

#### (b) 観光地域マネジメントとその推進組織への着目

観光が国家の経済成長戦略および地方創生の重要な柱として位置づけられ、地方部を含めて全国的に観光地域づくりが推進されるなかで、従来からの観光まちづくりを観光政策の基軸としつつも、新たに観光地域経営（ディステーションマネジメント）というコンセプト、およびその推進組織と運営の中核を担う人材の必要性が注目されるようになってきている。

1990年代初頭から全国的に台頭してきた観光まちづくりは、観光を名所旧跡のような個別の観光資源または観光施設単位から、ある広がりを持った地域単位で捉えることを一般化する契機ともなった。また、観光まちづくりにおいて、観光空間は同時に生活空間でもある。そのため、あらゆる観光振興の取組に際して、観光事業者のみならず地域住民を含む多様な関係者（ステークホルダー）との合意形成が重視されるとともに、そうした連携・調整を図るコーディネート機能を持った観光推進組織の整備が課題として浮上した。さらに、より広域エリアでの周遊滞在を促進するため、自然・歴史・文化等で密接につながりのある地域の複数の自治体および民間事業者が連携し、一体となった地域として滞在型の交流観光の実現を目指す観光圏整備法が2008年に制定され、行政界を超えた観光地域の整備も本格化した。

こうした動きを背景に、観光地域づくりとその推進組織の整備について、2010年代から観光地域づくりプラットフォームの形成支援策がスタートし、2015年以降は「観光地域づくり法人」（以下、DMO）の形成・確立が国の重要政策として急ピッチで進められている。DMOは「Destination Management/Marketing Organization」の略語であり、一般には観光地域経営と観光地マーケティングを担う組織とされ、2000年代以降、北米やヨーロッパ諸

国などの観光先進地において観光を基軸とする地域振興の中核として位置づけられてきた。日本では、「地域の『稼ぐ力』を引き出すとともに地域への誇りと愛着を醸成する『観光地経営』の視点に立った観光地域づくりの舵取り役として、多様な関係者と協同しながら、明確なコンセプトに基づいた観光地域づくりを実現するための戦略を策定するとともに、戦略を着実に実施するための調整機能を備えた法人」と定義されている（観光庁 HP）。その基礎的な役割・機能として、地域内の多様な関係者の合意形成、観光に関連する各種データの継続的な収集・分析、データをベースにしたコンセプトおよび観光戦略の策定、KPI や PDCA 等の科学的アプローチを取り入れた観光振興を主導することが期待されている。地方創生に力点がおかれている日本の現状を反映し、地域外に対しては稼ぐ力すなわち地域の競争力の向上、経済面・収益面の改善が意識され、マーケティングやブランディングなどの経営学的領域を取り込むことが重視されているとともに、地域内に対しては観光産業のみならず、地域コミュニティや地場産業、環境、文化等を含めて、地域全体を幅広い視野で俯瞰し、多様な主体との合意形成を図りながら事業を進める地域共創の視点が必要だとされている。観光地域マネジメントに関する理論的知見および実践力・実装力を兼ね備えた観光地域づくりを先導する新たな専門人材の育成が喫緊の課題となっている。

#### (c) オーバーツーリズム問題の顕在化と持続可能な観光

観光産業が世界的に急成長を遂げる一方で、2010 年代中頃から、世界各地の有名観光都市を中心に、観光客の過剰な集積が地域住民の生活や観光客の体験の質に悪影響を及ぼす状況、いわゆるオーバーツーリズム問題が顕在化するようになった。オーバーツーリズム問題は、単に観光客の急激な増加による混雑という地域や都市の物理的容量の問題のみならず、生態系や自然環境の破壊といった生態的・環境的容量の問題、さらには宿泊施設や観光産業の過度の集積による住民や店舗の追い出し、家賃の上昇などに起因する地域の人口流出とコミュニティの弱体化等の社会機能的容量の問題、地域の生業への影響等の経済的容量の問題など、多岐にわたる複合的な悪影響をもたらし、ひいてはその地域の存続そのものを脅かす。こうした経験から、バルセロナやヴェネツィアなど世界各地の観光先進都市では地域と観光のあるべき関係性を議論の俎上に載せ、改めて経済、地域社会、環境に配慮した持続可能な観光に向けて舵を切りつつある。

日本においても、観光立国政策の下での訪日外国人旅行客の量的拡大は、東京・大阪・京都を中心としてオーバーツーリズムの様相をもたらした。これを背景として、観光庁では2018年に持続可能な観光推進本部を設置して持続可能な観光政策のあり方に関する調査研究を開始するとともに、その成果を踏まえて2019年「持続可能な観光先進国に向けて」を公表した。このレポートでは、日本における持続可能な観光の実現の観点から、長期的な視野に立った観光地域マネジメントの必要性を強調するとともに、その実施主体としては、地域の状況に合わせて観光関係者や住民へのきめ細かな調整も必要になることを踏まえ、地

域の実情をもっとも把握している地方自治体や観光地域づくり法人（DMO）等を第一候補としている。さらに、適切なマネジメントのためには正確かつ多面的な実態把握が必要であると、その指標として「持続可能な観光指標」を用いることを提言している。全国的に活用できる指標の開発が着手され、2020年には「日本版持続可能な観光指標（JSTS-D）」が公表された。

観光地域マネジメントの視点に立った観光地域づくりは、その司令塔としての DMO 等の観光推進組織に対し、持続可能な観光の実現という観点から重要な役割を課すこととなる。観光消費額や宿泊客数といった経済的な指標に留まらず、受入側の地域社会の満足度や幸福度、自然環境への影響など、地域社会や自然環境の実態把握も踏まえた計画策定やマネジメントが必要となってくる。地域住民や観光関連事業者とのコミュニケーションの中核を担い、持続可能な観光地域へと導くことのできる専門人材の育成が急務である。

#### (d) COVID-19 の世界的流行による観光の停滞と再生への動き

COVID-19 の世界的な流行は、国境や地域を越えた移動を前提とする観光分野に壊滅的ともいえる打撃を与えている。観光の急成長によって投機的な民泊や観光客向け店舗が急増するなど、モノカルチャー的開発が進んだ地域については空洞化が進行するといった深刻な状態が生じてきており、多くの地域で経済・社会・環境のバランスの再構築が必要となっている。

今後、パンデミックが収束に向かうにつれ観光需要は徐々に回復すると見込まれているものの、当面はソーシャルディスタンスを要する状況が続くと予想されており、観光に関わる様々なビジネスモデルについても革新が求められている。このような状況に柔軟に対応し、様々なイノベーションを取り込みつつ、ポストコロナ時代の観光地域を創り上げていく高い能力を持った人材の育成が必要である。

#### 2) 観光地域共創人材を育成する必要性【資料 1】

観光人材育成は観光立国推進の大きな課題のひとつとして取り組まれてきた。ただしこれまで、ホスピタリティ産業を中心とした観光関連産業の国際競争力を高めるための人材育成が主流であり、とりわけトップレベルの観光経営人材の育成に力点が置かれていた。その一方で、日本が真に観光立国となるためには国際競争力のある持続可能な観光地域づくりの推進もまた喫緊の課題であり、新たな時代の観光地域マネジメントを先導する専門人材の育成が必要不可欠である。新設する観光地域マネジメント専攻（専門職大学院）においては、観光地域において多様なステークホルダーと連携し、地域の価値を最大化し、地域の稼ぐ力を向上させるとともに、観光を基軸とした持続可能な地域への変革をリードできる人材を観光地域共創人材と定義し、①地域価値の創造実現能力、②地域社会との協働的関係性構築能力、③データ分析に基づいた戦略的意思決定能力、という3つの能力を身につけ

た人材として育成する。

#### (a) 観光人材育成をめぐる動向

2000年代初頭の観光立国宣言当初より、観光人材の育成は大きな課題とされ、とりわけ専門人材の不足が指摘されてきた。国はこうした状況への対策の一環として「観光立国推進戦略会議の提言23」において観光関連学部・学科の設置を提言し、2003年から2010年頃にかけて数多くの観光系学部・学科が新設された。同時に、大学における観光教育・観光人材教育のあり方については、2009年度より観光系大学の学部長を中心に「観光教育に関する学長・学部長等会議」が招集され、検討が進められてきた。こうしたなかで2012年に開催された「観光立国推進ラウンドテーブル」では、観光関係高等教育とマネジメント人材の採用・育成の現状に触れ、日本の観光系大学のカリキュラムにおける経営分野の科目が占める割合が全体の19%と、中国(76%)、韓国(61%)など、アジアの近隣諸国と比較して低いことが指摘され、以来、国が想定する観光関連産業を担うトップレベルの人材および中核人材育成としては、主としてホスピタリティ産業を中心とする観光経営人材の育成に重点が置かれるようになり、観光庁における重要施策のひとつとなっている。

2017年の「観光立国基本計画」において、観光人材育成は「観光産業の国際競争力の強化及び観光の振興に寄与する人材の育成」と位置づけられ、そのうちトップ人材と中核人材については次のように述べられている。

- ・トップ人材については、我が国の観光産業全体を牽引できる人材を育成することを目的に、平成32年度までに観光の経営人材を恒常的に育成する拠点を大学院段階(MBAを含む)に設置する。
- ・中核人材については、観光産業における課題と解決策に取り組むため、産学連携でプログラムの開発に着手し、地域の観光産業の中核を担う人材育成拠点の大学での水平展開を図る。

また、「トップレベルの観光人材育成に関する協議会」の議論にもとづき2020年に公表された「令和元年度 産学連携による観光産業の経営人材育成に関する業務 業務報告書」においては、観光産業における経営コンピテンシーとして次の7項目が指摘されている。

- ・【態度】 観光経営を通じて世界、日本、地域に貢献しようという態度をもっている
- ・【マネジメント】 観光ビジネス、観光地における問題発見、問題解決、それを推進するための調整、交渉、組織化をすすめることができる
- ・【情報活用】 観光ビジネス、観光地、観光客に関する調査、情報収集、データ分析、情報統合をすすめる、情報を活用できる

- ・【マーケティング】 標的顧客を設定し、観光ビジネス・観光地の魅力を適切な方法で発信し、顧客のニーズや不満を把握することができる
- ・【ホスピタリティ】 日本・地域のホスピタリティを科学的に分析し、サービス・イノベーションをすすめることができる
- ・【アントレプレナー】 IT等テクノロジーの活用を含めた新しい観光ビジネスを開発することができる
- ・【文化理解】 異文化感受性が高く、日本・地域の文化を理解・受容し、かつ、海外の異なる文化の視点を理解・受容することができる

こうした議論を背景として、観光人材の育成について観光庁は「観光産業を牽引するトップレベルの経営人材育成」「地域の観光産業を担う中核人材育成」「即戦力となる現場の実務人材」の3層構造により育成・強化を図るとしている【資料2】。実際にこの3層モデルは日本における観光教育においても適用され、京都大学、一橋大学が有する観光MBAは「トップレベルの経営人材」の育成、和歌山大学観光学部は「地域の観光産業を担う中核人材」を育成する教育機関として位置づけられてきた【資料3】。

しかしながら、現在の日本の観光分野においては、ホスピタリティ産業を中心とする観光関連産業の国際競争力を高めることのみならず、国際競争力のある観光地域づくりもまた喫緊の課題である。同時に、国際的な潮流からみても持続可能な観光の推進は不可欠であり、その基盤となるのは、質の高い観光地域づくりの推進である。

加えて、日本では、観光の発展と地域社会の再生は表裏一体の課題として存在している。2000年代以降、国家戦略として観光が推進される一方、多くの観光地が立地する農山村地域や地方都市では、少子高齢化や産業空洞化による地域経済の衰退やコミュニティ機能の低下が依然として大きな問題となっており、一部においては、地域社会の維持・存続自体が危ぶまれる状況にある。また、コロナ禍が地域経済に与えたダメージも甚大である。日本の観光が真に国際競争力のある産業として成長し発展するためには、ポストオーバーツーリズム時代、ポストコロナ時代を見据えた観光関連産業の回復を図るとともに、観光地が立地する地域社会・地域空間の再生をも同時に果たすことが課題となっている。

観光地域マネジメントを先導する専門人材においては、マーケティングや情報活用といった経営分野の知識をもっていることに加えて、地域コミュニティや地場産業、環境、文化等を含めて地域全体を幅広く俯瞰し、長期的な視点から地域社会のあるべき姿を構想し、多様なステークホルダーとの合意形成を図りながら事業を進める地域共創の視点が求められる。その人材育成にあたっては、ホスピタリティ産業を牽引する経営人材の育成とは異なるアプローチが必要である。2019年に公表された「世界水準のDMOのあり方に関する検討会 中間取りまとめ」では、現時点での登録DMO・候補DMOにおいて、大手旅行会社や自治体からの出向者中心の組織になっている場合に組織内の専門的スキル・ノウハウの蓄

積や地域等との人脈・信頼関係の継承が困難である、といった課題が指摘されている。地域に軸足を置き、地域共創の視点から観光地域マネジメントを先導する専門人材を継続的に育成することが求められる所以である。

#### (b) 高度専門職業人としての観光地域共創人材

観光地域マネジメント専攻（専門職大学院）では、観光地域において多様なステークホルダーと連携し、地域の価値を最大化し、地域の稼ぐ力を向上させるとともに、観光を基軸とした持続可能な地域への変革をリードできる人材を「観光地域共創人材」と定義している。また、その人材は高い水準の知識・技能を有するだけでなく、地域変革への意欲に富んだ精神（アントレプレナーシップのような企業家精神）および倫理観が求められることとなる。

2019年に公表された「2040年を見据えた大学院教育のあるべき姿」（中教審大学分科会審議まとめ）では、今後の社会を先導する人材を、高度な専門的知識と倫理観を基礎に自ら考え行動し、新たな知およびそれに基づく価値を創造し、グローバルに活躍する知のプロフェッショナルとして定義し、以下のように述べている。

「知のプロフェッショナル」は、複雑化する社会において、自らの「知」の限界を認識し、多様な分野、立場の人々とのコラボレーションにより新たな「知」を創出することや、研究成果の社会実装に当たり倫理的・法制度的・社会的課題に対応することを可能にする観点からも、普遍的なスキルリテラシー（学士課程）のいずれも高い水準で備えていることに加えて、

- ・最先端の知にアクセスする能力
- ・自ら課題を発見し設定する力
- ・自ら仮説を構築し、検証する力
- ・社会的・経済的価値を判断・創出する能力
- ・高度な英語力を含むグローバル化に対応した優れたコミュニケーション能力
- ・倫理観
- ・マネジメント能力

など、大学院の高度な教育研究を通じてこそ身につくことが期待される今後の社会を先導できる力、様々な場面で通用するようなトランスファラブルな力を備えていることが求められる。また、そうした揺るぎない基盤的な能力の上に、各セクターを先導できるような高度な専門的知識を養うことが必要である。

あわせて、今後の Society 5.0 を先導する人材には、人工知能や IoT を使いこなすための STEAM 分野の基礎的な知識やデータサイエンスの知識、更なるグローバル化の時代において、国際競争の激化に対応するための高い水準の幅広い教養が必要である。



本専攻で養成しようとする「観光地域共創人材」は、不確実な時代において、日本の基幹産業となりつつある観光の新たな価値を多様なステークホルダーとともに共創し、理論とデータに裏打ちされた実践によって、地域を持続可能な観光先進地へ先導する知のプロフェッショナルであり、高度専門職業人として大学院教育によって養成されるべき人材である。加えて、即戦力として期待される観光地域共創人材の養成においては、経営に関する専門知識とともに、観光地域づくりの現場で必要とされる課題解決力、コミュニケーション力を有する高度専門職業人養成に特化した実践的な教育が必要であり、実務経験を有する教員を適切に配置した専門職大学院での教育が効果的である。

### (c) 観光地域共創人材に対する社会的ニーズ

#### (ア) 観光地域づくり法人および和歌山圏内市町村への調査結果【資料4】

こうした観光地域づくりの高度専門職業人材である「観光地域共創人材」の必要性は、本学が実施した「専門職大学院に関するアンケート調査」の結果からも見て取れる。調査は、全国の観光地域づくり法人（登録 DMO・候補 DMO）、和歌山県・大阪府南部の地方自治体を対象に実施し、155 団体から回答を得た。

まず、専門職大学院で育成を目指している観光地域のマネジメントができる人材について、その必要性を尋ねたところ、必要性を「とても感じている」が 106 団体、「やや感じている」が 25 団体で、あわせて 131 団体（85%）が必要性を感じていると回答した。そうした人材が現在足りているかとの質問に対しては、人材が「まったく不足している」との回答が 44 団体、「やや不足している」が 52 団体で、あわせて 96 団体（62%）が人材の不足を感じていることがわかった。

さらに、「観光地の経営を担うことができる人材に必要な知識や能力」について、自由回答で聞いたところ、次のような回答がみられた。

- ・企業におけるビジネス全般知識。人とのネットワークを構築できる事。新しい価値を探し創り上げる力。(DMO、観光協会)
- ・地域の観光関係者などとのネットワークを構築できるコミュニケーション力。現場が観光客のニーズを適切にとらえ、状況に応じた判断と迅速に対応する適応力。顧客データ等調査分析やマーケティングを基とした戦略策定と人事・予算を管理する力。(DMO)
- ・データに基づいた観光戦略を策定できる知識。現状の課題を捉え PDCA サイクルを回していくマネジメント能力。(DMO)
- ・客観的なデータ分析能力。コンテンツに対する豊富な知識とそれを活かす知恵。地域とのコミュニケーション能力。計画を実行する行動力。(DMO)
- ・各地域との協働のもと地域ごとの特色ある観光資源を発掘するとともに客観的なデータ分析により最大限に活用した戦略の企画立案が可能な能力。(観光協会)

- ・観光に関する知識はもちろんのこと、地域をどれだけ知っているかが重要。観光=人、どれだけ「つなぐ」ことができるかであり、地域の価値を”創造”すること。データを読み解く力。経営者的な視点。(DMO)
- ・観光資源を磨き上げていく能力(不可価値の創造、商品開発等)。戦略的な意思決定能力。地域との連携力。マネジメント能力。(市町村)

これらの意見は、専門職大学院が育成する人材像として掲げる①地域価値の創造実現能力、②地域社会との協働的關係性構築能力、③データ分析に基づいた戦略的意思決定能力、という3つの能力と概ね合致するものである。アンケートに回答したうちの約9割がこうした人材の必要性を感じつつも、約6割の団体が人材不足と回答しており、観光地域共創人材育成への社会的ニーズの存在が示されている。

#### (イ) 有識者会議における意見

和歌山大学では、令和3年4月から6月にかけて「和歌山大学観光系専門職大学院の設置に関する有識者会議」を3回に渡り開催し、観光関連産業界、観光教育に携わる学識経験者、観光行政担当者からなる有識者から、観光地域マネジメント専攻(専門職大学院)の構想に対して幅広く意見を聴取した。わが国で今後求められる観光人材については、次のような意見が出されている。

- ・コロナ禍である程度、新しい観光のあり方が見えてきた部分がある。これからの未来を考えたときに、どのような観光があるのか、その新しい発想を生み出せる人材を育成する必要がある。(学識経験者)
- ・地方においては、観光で勝負せざるを得ず、競争力が求められているが、そこに人材が少ないというのが課題。(観光産業界)
- ・我々も経営戦略を練ってきたが、専門的に先を見通して、中長期的な経営を構想する専門家が自分のDMOにはいない。コロナのようなパンデミックや危機が生じたときに、いち早く経営を建て直して、戦略を練り直すことができる人材が今後求められると感じている。(DMO 経験者)
- ・経験や勘でないロジカルシンキングのような物事論的に理解できるという能力は、現場でなくてむしろ学校で学ぶべき。マネジメントのスキルだとか知識、戦略的な思考力、あるいは観光に限らず、地域をみつめて、これからの将来性を見極めていく能力、そういうものこそが求められる。(学識経験者)
- ・観光地においては、複数のプリンシパルが必要。多様な人の意見を調整しながらやっていくという意味では、企業のピラミッド構造とは違う構造があり、そのなかでマーケティングやイノベーションを行う力が必要。(学識経験者)

有識者会議においても、ポストコロナ時代を見据えた観光の回復および地域経済の立て直しが課題となる状況において、最新の動向を踏まえつつ、新しい発想により地域に価値をもたらすことや、社会的動向や情勢の変化を見据え中長期的な視点から戦略を構想できるような人材、地域社会において多様な人々の意見を調整しながら戦略の実行をリードできる人材の必要性が指摘されている。

#### (d) 本専攻が養成しようとする観光地域共創人材の人材像

全国規模もしくは国際的に事業を展開する大手観光関連産業のトップレベルの経営人材が、その規範上、企業価値を高めることを目指す人材であるとすれば、地域におけるトップレベル経営人材である観光地域共創人材は、観光を基軸とした持続可能な地域への変革を実現できる精神（アントレプレナーシップのような企業家精神）をもち、地域をブランディングし、観光地域全体の価値を高めることを目指す人材である。さらには、観光分野にとどまることなく、社会経済全体の発展や地域振興につなげることを構想できる人材である。このような観光地域共創人材には、次にあげる3つの能力（コンピテンシー）が求められる。

##### ①地域価値の創造実現能力

地域が有する顕在的・潜在的な観光資源を基礎として、地域の社会的価値を創造し具現化する能力を備えている。

##### ②地域社会との協働的關係性構築能力

自立し持続可能な観光地域の実現に向けた共通目標設定のため、地域社会との建設的なコミュニケーションに基づく協働的關係性の構築能力を備えている。

##### ③データ分析に基づいた戦略的意思決定能力

観光地域マネジメントに必要な情報効率よく収集整理した上で、定量的・定性的手法によるデータ分析を実施し、戦略的意思決定を先導する能力を備えている。

加えて、この3つの能力の前提となるのが、責任ある持続可能な観光に対する理解、すなわち、観光活動に関わる利害関係者の取るべき行動の規範たる観光倫理や、社会の持続可能性に関する深い理解である。

以上に示す観光倫理と持続可能性への理解を基盤とする3つの能力を、観光を基軸として地域の新たな価値を共に創造し、持続可能な地域の実現を先導するために必要な能力として措定する。新設する観光地域マネジメント専攻（専門職大学院）においては、それらを学生が身につけられるよう教育し、高度専門職業人として育成するものとする。

### (3) 和歌山大学に設置する必要性

和歌山県は、豊かな自然と歴史・文化に恵まれ豊富な観光資源を有する観光先進地域であると同時に、人口減少や高齢化が急速に進行している地域課題の先進地域でもある。すなわち、観光地域共創人材を育成していくにあたって好適な環境を有しており、持続可能な観光地域マネジメントを社会実装していく際のモデルケースとなりうる地域である。和歌山大学観光学部ならびに観光学研究科は、これまで県内外の数多くの地域との連携による実践型教育ならびに共同研究の実績と協働関係を積み上げてきており、また、社会実装や人材育成の基盤をなす高い水準の研究蓄積を有している。現在、社会が必要としている観光地域共創人材の育成は、理論と実践の架橋のもとでこそ可能となる取組であるが、教育研究および社会連携の両面において多くの実績を持つ和歌山大学に観光地域マネジメント専攻（専門職大学院）を設置する必要性は高い。

#### 1) 和歌山県の特徴と課題

紀伊半島に位置する和歌山県は、海や山などの恵まれた自然資源とともに、ユネスコ世界遺産に登録された「紀伊山地の霊場と参詣道」をはじめとする優れた歴史・文化資源を数多く有している。また、多彩な食材や温泉資源にも恵まれ、全国的に見ても観光地としてのポテンシャルの高い地域として知られている。しかしながらその一方で、全国に先駆けて人口減少や高齢化が進む、いわゆる課題先進県でもあり、観光振興による地域創生への期待は高い。近年の高速道路等の交通網整備や観光スタイルの変化に伴い、県内を訪れる日帰り客は増加してきたものの、宿泊客が伸び悩むなどの課題を抱えている。また、充実した文化資源を目的に著しく増加しつつあった訪日外国人旅行客が、COVID-19の影響でほぼゼロとなり、各地で観光振興戦略の見直しが急務となっている。こうしたなかで、和歌山県ならびに関西圏においても多くの観光地域づくり法人が設立されてきている。各地で観光地域マネジメントに向けた取組が開始されており、観光地域共創人材の養成に対する要望とあわせて、実践的な教育機会もまた数多く存在している。

#### 2) 地域をフィールドとした教育研究の実績

##### (a) 国内外のフィールドにおける実践型教育プログラム

本学観光学部では、国内外のフィールドにおける実践型教育を重視してきた。観光は各地域の固有性に強く影響されることから、教室における理論・知識の修得に加えて、現場において実践知を獲得し、理論と実践を効果的に融合させることが求められるためである。国外のフィールドでの学外学修としては、語学研修、インターンシップ、フィールドワークのプログラムをグローバル интенシブプロジェクトとして展開している。一方、国内のフィールドでの学外学修としては、地域インターンシッププログラムを柱としている。

地域インターンシッププログラムは、主として和歌山圏域（和歌山県内および大阪府南部）の市町村等と連携し、学生が実際に地域を訪れてその実情を学ぶとともに、地域が抱える課題を地域住民とともに発見し、その解決方法を考えるプログラムとして実施している。具体的には、集客イベントの企画運営、観光資源調査やマップの作成、マーケティング調査、地域資源を活用した商品開発など多岐にわたるテーマが設定されており、地域住民にとっては学生というヨソ者の力を活かしながらより自立的なまちづくり活動を行う力を、そして学生は地域住民の思いを理解しつつ、地域活性化の方法を提案できる力を養い、地域を支える人材として活躍することを目指すものとなっている。近年では毎年15件程度のプログラムが実施されており、1年生から3年生まで200名前後の学生が参加している。観光学部開設以来の長期にわたる活動を通じて、本学における地域貢献活動の代表的な取組として各方面から高い評価を得ており、和歌山圏域を中心とする数多くの市町村および地域住民・組織との間には良好な協力関係が構築されている。また、地域インターンシッププログラム以外の教育においても、地域との連携を深めている事例は多い。たとえば、南海和歌山市駅周辺の公共空間活用社会実験「市駅“グリーングリーン”プロジェクト」（2015年度から継続中）には、市駅まちづくり実行会議のメンバーとして本学観光学部のゼミのひとつが当初から参加している。街路再整備の検討やエリアマネジメント組織の発足などの成果を上げ、2018年度には日本都市計画学会関西支部の「第21回関西まちづくり賞奨励賞」を受賞している。

こうした域学連携の優れた実績を下地として地方自治体や観光推進組織等との連携関係を深めていることから、専門職大学院の教育課程においても、観光地域マネジメントの現場に入り込んだインテンシブな実地研修が可能となる。

#### (b) 地域との共同研究および研究成果の社会実装を目指した取組【資料5、6】

実践型教育プログラムによる地域との連携に加え、県内外の自治体や観光関連産業との共同研究・受託研究も数多く実施している。2015年度から2020年度の6年間でみると、年平均16件を実施しており、「観光」「文化・歴史」「地域再生」「地域における国際交流」「映像技術開発」「景観サイン」「地域ブランド」等の多岐に渡るテーマで研究成果を上げている。

特に注目される成果としては、「日本版持続可能な観光ガイドライン（JSTS-D）」の開発をあげることができる。これまでの国際共同研究の成果を活かし、2019年より観光庁の事業の一環として本学教員が中心となって開発に取り組み、2020年6月にガイドラインとして正式にリリースされた。同時に、その具体的実践ツールとして「持続可能な観光評価ツール」を開発し、各地で実装のためのモデルプロジェクトが開始されている。また、人材育成シナリオの創出や各地の条件に合わせた指標のローカライズおよび精緻化のための研究にも既に着手しており、観光地域マネジメント専攻（専門職大学院）における観光地域共創人材の育成にも直ちに活用することが可能な状況にある。

### 3) 観光学領域における教育研究の高度化

#### (a) 学際的・分野横断的な教育カリキュラム

本学観光学部および観光学研究科の特徴として、観光経営・地域再生・観光文化という3つの基本領域から観光学教育を構成する学際的な教育課程を編成し、いずれかの領域における専門性の獲得に加えて、多角的視野の涵養を同時に目指している。また、2016年度から学部教育において、英語を使って観光を学び、グローバルな視点で課題解決に導くための知識・思考を磨くプログラムとしてグローバルプログラムを設け、通常の授業科目と並行して英語で実施する授業科目を開設し、学生のニーズに応じて、専門教育を日本語の授業と英語の授業を組み合わせるようになっている。さらに、国際化の進展および地域における高度職業人の養成を求める声を受け、博士前期課程においても講義科目をすべて英語による授業科目で受講できるよう授業科目を拡充した。2016年度からは博士前期課程に県内外の地方自治体職員を計15名受け入れており、地域における観光分野の高度専門職業人養成に資するリカレント教育の場としての土台も築いてきている。

#### (b) 国際水準の観光学教育の展開と国際ネットワークの充実

以上のような教育実践を基礎として、本学部は、国連世界観光機関（UNWTO）による観光学教育の質保証制度 TedQual を、2017年3月に国内の大学で初めて認証取得し、2020年3月に同認証を更新している。また、学部が続いて、観光学研究科博士前期課程においても2020年3月に国内の大学院で初めて認証を取得した。当該認証の取得により、本学とUNWTO、UNWTO Academy、UNWTO 駐日事務所との連携が強化され、国際会議への学生ボランティアの参加が可能になるなど、教員だけでなく、学生にも連携への参加の場が広がりつつある。また、同じく観光学部がメンバーとなっている太平洋アジア観光協会（PATA）については、PATA 学生支部の立ち上げ（2016年）、国際的なセミナーやサミットへの参加などの多様な連携を進めている。さらに、2018年度からは国際的な観光フォーラム World Tourism Forum Lucerne（各国の政府、大学・研究機関、民間企業・経済界が参加）にも加盟し、世界の観光学研究の拠点となる25大学に並んで、日本で唯一のパートナー大学となっている。

近年では、観光学部を卒業し博士前期課程に進学した大学院生の研究論文が国際的に評価の高い学術誌に掲載されたり、2021年11月に開催された World Tourism Forum Lucerne 2021 - Young Talent Programme 2020/21 において観光学部の学生がタレント部門で優勝するなど、本学学生による国際的な活躍もみられるようになった。国際的視野の拡大とあわせて教育研究の高度化を目指した取組が成果をあげている。

#### (c) 国際水準の観光学研究

2016年に開設した国際観光学研究センターによる研究実施および支援・推進体制の下、

令和元年度の時点で研究員 43 名（観光学部 25 名、他部局 12 名、学外 6 名、うち外国人 8 名）、客員研究員 34 名（うち外国人 16 名）を構成員とする文理融合的かつ国際的研究組織を構築し、Sustainability や Digital Media & Information 等に関する 7 つの研究ユニットおよび DMO (Destination Management Organization) や宇宙観光等に関する共同研究ユニットにおいて 48 件のプロジェクトが実施された。査読付き論文数も国際誌を中心に高い水準にあり、Scopus ランキングに掲載されたものが 31 件、うちスコア 4 以上の高い得点となっているものが 5 件と、研究の国際化・高度化を図っている。また、観光学部教員が中心となって観光学研究の有力学術誌「Tourism Planning & Development」(Taylor & Francis 社) の日本特集号「Tourism Development in Japan: Issues and Challenges: A focus on regions and communities」の編纂を担当し、2017 年に出版された。さらに 2020 年には、この特集号をベースに書籍化し、この間に蓄積した研究成果を国内外に発信している。

さらに、観光学分野における科研費新規採択件数（過去 5 年の累計数）が、2016 年度（9.5 件）、2017 年度（16.5 件）と全国 1 位となった。2018 年度以降はランキングの区分変更により比較できないが、科研費データベースでの「観光学」区分・分野における検索によると、2016 年度から 2019 年度を含む総数が 24 件で全国 1 位であり、観光学研究の中心的な機関となっている。こうした共同研究のテーマには、観光地域マネジメント専攻（専門職大学院）のキーとなる DMO 研究（科研費）、観光地域マネジメントにおけるビッグデータ活用に関する研究（科研費）、持続可能な観光地域マネジメントに関する研究（学内競争的資金）などが含まれている。これらの研究成果は、観光共創人材育成における理論と実践との架橋を支える基盤となるものである。

#### （4）観光地域マネジメント専攻（専門職大学院）の設置

高度専門職業人としての観光地域共創人材の育成は、本学がこれまで積み上げてきた地域との連携による実践型教育や共同研究の実績と、高い水準の研究蓄積によって培われた理論的基盤の両方が備わってこそ可能となる。新設する観光地域マネジメント専攻（専門職大学院）においては、観光倫理と持続可能性への理解を基盤として、地域価値の創造実現能力、地域社会との協働的關係性構築能力、データ分析に基づく戦略的意思決定能力を育成するものとする。

##### 1) ディプロマ・ポリシー【資料 7、8】

本学および本研究科の理念・目的及び教育目標に基づき、観光地域マネジメント専攻（専門職大学院）の専門教育を通して、次の目標に到達していると認められるものに観光地域マネジメント修士（専門職）の学位を授与する。

##### ①観光倫理と持続可能性の理解

観光地の地域課題および地球規模の社会課題に対し観光が果たしうる役割について、

観光倫理と持続可能性の視座を通じた深い理解を有している。

### ②地域価値の創造実現能力

地域が有する顕在的・潜在的な観光資源を基礎として、地域の社会的価値を創造し具現化する能力を備えている。

### ③地域社会との協働的關係性構築能力

自立し持続可能な観光地域の実現に向けた共通目標設定のため、地域社会との建設的なコミュニケーションに基づく協働的關係性の構築能力を備えている。

### ④データ分析に基づく戦略的意思決定能力

観光地域マネジメントに必要な情報を効率的に収集整理した上で、定量的・定性的手法によるデータ分析を実施し、戦略的意思決定を先導する能力を備えている。

## 2) 修了後の進路

観光地域マネジメント専攻(専門職大学院)修了後の進路としては、概ね次の3者がある。第一に、本専攻修了とともに、DMO/DMC、自治体などの観光地域マネジメントに関わる団体・事業体に職を得るものである。第二に、既に上記のような観光地域マネジメントに関わる団体・事業体に職を持ち、本専攻修了後に、元の職場に復帰するものである。第三に、本専攻修了とともに、観光や地域計画に関わる企業やシンクタンク、NPO等に就職したり、公務員となったりするものである。

現状の観光関連産業において、専門人材の登用はまだ決して多いとはいえない状況にあるが、今後観光がますます発展し、観光地域マネジメントに関する専門的な知見やスキルの必要性が認識されるにつれ、専門職大学院修了者の進路も広がるものと思われる。本学が実施した「専門職大学院に関するアンケート調査」においても、本学の専門職大学院を修了した学生を採用する意向があるかという質問に対し、回答のあった155団体中「とてもある」が4団体、「ある」が4団体、「条件が許せばある」が34団体と、計42団体(27%)が採用意向を持っていると回答している【資料4】。本専攻が実施する各地のDMO等と連携した実践的教育を通じて培われるネットワークを活かし、本専攻としても、こうした分野への専門人材の就職先開拓に全力を尽くすよう考えている。また、こうした分野で自ら起業する意欲のある学生も積極的に支援したい。

### 【想定される就職先の例】

- ・観光経営コンサルタント、地域振興関連のシンクタンク・コンサルティングファーム・金融事業者の社員



- ・ 公務員、観光関連団体職員（DMO を含む）、地方公共団体等において観光・商工部門に関わる人材
- ・ 地元観光事業者、観光まちづくり事業者（DMC を含む）、地方を本拠地とする観光関連企業のマネージャークラスの人材候補
- ・ 地元資源を活用した商品の開発や販売等を行う起業家候補
- ・ 観光関連の新規事業担当者

### 3) 和歌山大学全体の大学院改組の方向性

和歌山大学では、「和歌山大学グランドデザイン 2040」（2019 年 7 月 24 日役員会決定）において、「複雑化する社会課題を解決する人材」を本学の育成する人材像として掲げるとともに、大学院については「社会実装力を有する人材の輩出」を目標に、学内外の教育研究資源を活用し協働で授業を行うオープンエデュケーションを教育の中核に置き、学際的・学理融合的な教育を進めること、異分野に属する教員の連携・相互作用を強めること、社会との連携を強め、大学生が社会人とともに学ぶシナジー効果を生み出す教育を進めることを基本方針として、大学院教育の改革を進めているところである（「和歌山大学大学院改革基本方針」2019 年 7 月 31 日役員会決定）。観光地域マネジメント専攻（専門職大学院）の新設を伴う大学院観光学研究科の改編【資料 9】は、この一環となるものである。

## 2 専門職大学院の名称および学位の名称

### (1) 研究科の組織

観光学研究科に、「観光地域マネジメント専攻」（専門職大学院）を新たに設ける。

専攻名称を「観光地域マネジメント」とするのは、観光地域の文化、人々の生活、観光業など幅広い分野を理解し、それらをマネジメントする人材を育成するカリキュラムを実施し、観光地域づくりを担う人材を育成するためである。

和歌山大学大学院観光学研究科

観光地域マネジメント専攻 10 名

観光学専攻 6 名

### (2) 学位の名称

本研究科に新設する専攻、学位の名称は次のとおりとする。

本研究科 専攻 学位の名称および英訳名称

観光地域マネジメント専攻 The Professional Graduate School of Destination Management

学位の名称 観光地域マネジメント修士(専門職) Master of Destination Management

観光学は、観光業における経営から地域の文化・自然資源を深く理解し、その価値を後世に残す分野であり、現在の「学位又は学科の分野」においては「社会学・社会福祉学関係」に属する。本専攻はこの社会学に含まれる観光学を基礎として学び、社会実装、実務における高度専門職業人の育成を目指す。その学位を観光地域マネジメント専攻とする。

### 3 教育課程の編成の考え方及び特色

本専攻では、ディプロマ・ポリシーにおいて提示した「観光倫理と持続可能性の理解」「地域価値の創造実現能力」「地域社会との協働的關係性構築能力」「データ分析に基づく戦略的意思決定能力」の4項目を重視する教育を実現するために、4つの区分による科目設置を行い、カリキュラムポリシーを設定する。

#### (1) 教育課程の基本的な考え方

「新時代の大学院教育－国際的に魅力ある大学院教育の構築にむけて－」において、産業界、地域社会等多様な社会部門と連携した人材養成機能の強化が、わが国における大学院教育における指針として示されている。そして、現状の問題点として、産業界における社会教育を重視する「自前主義」と大学院の人材養成モデルの不明確さ、社会ニーズをくみとれていないこと、などがあげられている。本専攻は、このような問題は観光地域マネジメントの分野でも共有されるものと考え、産学連携の授業展開などを通じて地域社会・産業界と綿密なコミュニケーションを図り、新時代に求められる人材育成を行う。

本専攻では、企業や自治体に現職を有する社会人学生と、学部から社会人経験を得ずに入学した“ストレートマスター”が共に学ぶことによるシナジー効果を期待している。そのため、教育課程においては、**必修科目からなる**コアカリキュラムは共通としつつも、実務経験があるが観光の基礎的な教育を受けてこなかった者には観光学の基礎授業を、実務経験がなく会計やファイナンス等の実践的な手法を理解しないストレートマスターにはそれらを補うための授業を行う、というように各々の学生のこれまでの学びや経験にあわせた“オーダーメイド”のカリキュラムで教育がなされるよう、きめ細かな履修指導を実施する。

観光専門人材に必要となる能力を育成する授業構成とするため、専門科目と実践科目は積み上げを**意識した構成**としている。教育課程は年度を4期間にわけたクォーター制によって遂行することとし、2年次に配置する「プロフェッショナルライティングⅠ・Ⅱ」「観光地域プロジェクトⅠ・Ⅱ」を遂行するために必要な能力は、おおむね第4クォーターまでに身につけるものとする。

#### (2) 修了要件

基盤科目 **8** 単位以上、専門科目 **10** 単位以上、実践科目 20 単位、合計 38 単位以上を修得

すること。

### (3) 教育課程の授業科目区分および授業科目【資料 7、8】

#### 1) カリキュラムポリシー

本専攻の教育課程では、実務家教員の採用によって高度な専門的マネジメント能力を涵養すると同時に、本学の特長観光学の学術基盤にのった専門教育を行うこととし、次のような考え方のもとでカリキュラムポリシーを構成する。①まず、学修の基盤としてディプロマポリシーで掲げる「観光倫理と持続可能性の理解」(DP1) 及び「地域価値の創造実現能力」(DP2) に対応する「基盤科目」を配置する。②次に、ディプロマポリシーの「地域価値の創造実現能力」(DP2) 及び「地域社会との協働的関係性構築能力」(DP3) に対応し、社会的価値を有する観光地域の実現を目指す「専門科目」を配置する。③その上で、実地におけるプロジェクトの実践を通じ、ディプロマポリシーの「データ分析に基づく戦略的意思決定能力」(DP4) を中心に総合的な学びを得る「実践科目」を配置する。

##### ①基盤科目

地域課題や社会課題を理解し、地域の資源から社会的価値を見出すとともに、それらに対応した観光地域マネジメントに必要となる基礎的な概念・知識・能力を身につけるための基盤科目を置く。

##### ②専門科目

地域社会との協働により、地域固有の観光資源を観光地域の社会的価値として磨き上げ、高付加価値・革新的な観光地域の実現を目指すための専門的な知識を学ぶ専門科目を置く。

##### ③実践科目

観光地域マネジメントに必要となる情報の収集・整理・分析のための知識・能力を身につけ、実地におけるプロジェクトの実践を通じて観光地域の戦略的意思決定を総合的に学ぶ実践科目を置く。

#### 2) 授業科目

それぞれの授業科目は、カリキュラムポリシーにもとづいて配置される。「観光倫理と持続可能性の理解」(DP1) を基盤として、「地域価値の創造実現能力」(DP2)、「地域社会との協働的関係性構築能力」(DP3)、「データ分析に基づく戦略的意思決定能力」(DP4) の各能力が確実に身につくよう、教育課程全体をとおして適切に授業科目を配置する。

##### ① 基盤科目

必修 5 科目 選択 10 科目の計 15 科目。

地域課題や社会課題を理解し、地域の資源から社会的価値を見出すとともに、それらに対応した観光地域マネジメントに必要となる基礎的な概念・知識・能力を身につけるための基盤科目を置く。

カリキュラムポリシーに示す地域課題や社会課題の理解に対応する授業科目として「観光地事情」「観光倫理と持続可能性」「観光地域実習」「観光地における危機管理」の 4 科目をすべて必修科目として配置する。地域の資源から社会的価値を見出す過程を学ぶ授業科目としては、「観光地エスノグラフィー」を必修科目とし、必要に応じ「地域と自然のストーリー」「地域と文化のストーリー」や、観光 DX に関わる「ヴァーチャル観光」を選択する。また、協働的關係性の基礎となるコミュニケーションについて学ぶ「グループワーク手法」、戦略的意思決定の基礎となる経営について学ぶ「会計学」「ファイナンシャルマネジメント」「経営理念」「経営戦略」「ビジネスモデル」「人的資源管理」についても選択科目として配置する。

## ②専門科目

必修 3 科目 選択 4 科目の計 7 科目。

地域社会との協働により、地域固有の資源を地域の社会的価値として磨き上げ、高付加価値・革新的な観光地域の実現を目指すための専門的な知識を学ぶ専門科目を置く。

地域が有する資源を商品化し社会的価値の実現を目指す授業科目として、「観光地マーケティング」「観光地プロデュース」を必修科目として配置し、「観光地ビジュアルデザイン」「地域映像プロデュース」「観光ツアープランニング」を選択科目とする。社会的価値の実現の過程における協働的關係性を学ぶ授業科目として「観光資源と地域コミュニティ」を必修科目とし、組織間の協働について学ぶ「リーダーシップとコミュニケーション」を選択科目として配置する。

## ③実践科目

必修 9 科目の計 9 科目。

観光地域マネジメントに必要となる情報の収集・整理・分析のための知識・能力を身につけ、実地におけるプロジェクトの実践を通じて観光地域の戦略的意思決定を総合的に学ぶ実践科目を置く。

観光地域に関わるデータ分析を学ぶ授業科目として「観光地データ分析演習」「持続可能な観光指標分析演習」「SNS マーケティング演習」の 3 科目、観光地域の戦略的意

思決定を総合的に学ぶ授業科目として「観光地域マネジメントの潮流」「観光地経営戦略演習」「プロフェッショナルライティングⅠ」「観光地域プロジェクトⅠ」「観光地域プロジェクトⅡ」「プロフェッショナルライティングⅡ」の6科目をすべて必修科目として配置する。

#### (4) 専門職大学院の教育課程の特色

##### 1) 地域における観光地域づくりに必要な人材を育てる高度な実践型教育

本専攻が設置する授業科目のうち、コアカリキュラムを構成するのは、基盤科目の5科目（「観光地事情」「観光倫理と持続可能性」「観光地域実習」「観光地における危機管理」「観光地エスノグラフィー」）、専門科目の3科目（「観光地マーケティング」「観光地プロデュース」「観光資源と地域コミュニティ」）、実践科目の9科目の全17科目である。これらの科目はすべての学生について必修科目とする。コアカリキュラムを補完する選択科目については、学生の経歴や興味・関心等をもとに十分な履修指導を行うことで、適切な科目選択ができるようにする【資料13】。

本専攻が重視する実践的な学びは特に実践科目において行う。「観光地域マネジメントの潮流」において全国の観光地域のプロジェクトの事例とその実際の運用、成功に至った経緯などの知識を得る。「観光地データ分析演習」「持続可能な観光指標分析演習」「SNSマーケティング演習」ではデータサイエンスの観点を取り入れながら実際に現地で運用されている最先端の分析手法を学ぶ。観光地域に関わるマーケティングリサーチすなわちデータの収集・可視化・統計分析の基本を「観光地データ分析演習」で身につけた後、「持続可能な観光指標分析演習」では観光地域の持続可能性を診断・価値化するための支援ツールである「日本版持続可能な観光ガイドライン（JSTS-D）」【資料6】をもとに観光地域マネジメントのための分析フレームワークを身につけ、「SNSマーケティング演習」では観光地域におけるソーシャルネットワークの役割に着目し実際のビジネスツールを用いた分析活用手法を学ぶ。「観光地経営戦略演習」ではグループワークを中心とした戦略シミュレーションを通じて、それまでに知識として学んだ事例や手法に根ざした意思決定の方法を身につける。また、現代の観光ではさまざまなリスクに対応する必要性が高まってきていることから基盤科目の「観光地における危機管理」において危機管理対応能力を身につける。観光地の事例の知識、分析手法と意思決定の方法を高いレベルでの実務応用につなげるために、2年次には「プロフェッショナルライティングⅠ・Ⅱ」「観光地域プロジェクトⅠ・Ⅱ」の一連の学びを通じて、実地における実務経験、観光現場における課題解決、およびそれらの経験の理論化によって高度なマネジメント能力を身につけた人材を育成する。なお、これらの教育研究を行うにあたり、観光ビッグデータ解析の研究実績を持つ教員やマーケティングリサーチの教育研究実績をもつ教員に加え、社会でデータに基づくマネジメントの経験を有する実務家教員を新たに採用することで、学生への教育研究体制を強化する。

2) 「プロフェッショナルライティング I・II」「観光地域プロジェクト I・II」【資料 10】

プロフェッショナルライティング I・II、観光地域プロジェクト I・II は 2 年次に配置される実践的な一連の学びである。観光地域プロジェクト I・II はそれぞれ 1 ヶ月程度の実地研修 (各 4 単位) であり、プロフェッショナルライティング I・II は実地研修の効果を高めるための事前事後の演習 (各 1 単位) となる。この学びを通じて学生が確実にディプロマ・ポリシーで掲げた能力を修得できるよう、学生それぞれに 2 人の指導教員、3 人の実務家教員、受け入れ先のメンターがチームを作って指導する体制を用意する。具体的には、対象となる地域課題に対して専門領域がマッチする教員がそれぞれのプロジェクトの主旨導教員になる。観光地域の課題は一般的に複合的なために、専門領域が異なる教員を副指導教員にする。すべてのプロジェクトには、データに基づく DMO のマネジメントの経験を持つ実務家教員 (実務家 (データ))、観光ツアープランなどの観光資源の開発の経験を持つ実務家教員 (実務家 (観光開発))、さらには観光地域でトップレベルの戦略と経営判断の経験を持つ実務家教員 (実務家 (戦略)) の 3 人が、それぞれの立場で実施計画の作成からプロジェクトの指導まで参加する。特に、実務家 (データ) は、プロジェクト統括教員として、この一連の学びの取りまとめ役を務める。受け入れ先のメンターは、DMO 等で実際に地域社会との協働のもと地域価値の実現に向けた戦略的意思決定に携わる役職者に担当を依頼する。教員チームは、専攻会議のもとに観光地域プロジェクト実施部会を設置し、年間を通じて定期的にプロジェクトの準備と運営を行う。

授業自体は 2 年次の配当であるが、準備は 1 年次の第 1 クォーターから始まる。新たな地域でのプロジェクトに関しては、覚書【資料 11】の締結から始まる。覚書の中では、損害賠償責任や知的財産権、さらには指導教員、受け入れ先、学生の間で、業務上に知りえた内容についての秘密保持義務について扱いなどを確認する。なお、地域を選定する際には、学生や指導する教員の負担を考慮し、和歌山県内や大阪府内など関西圏を中心に選定するが、そこで実施するプロジェクトについては、汎用性のある内容で、かつ実践的な能力が身につくものとする。その方針のもと、第 2 クォーター中に実施計画と募集要項を作成し、さらには第 4 クォーターの「観光地経営戦略演習」で実習を行う地域のリアルなデータに基づくケース教材の作成も行う。第 3 クォーターには、学生に募集要項を提示し、各地域からメンターも参加しプロジェクト説明会を開催する。学生は、指導教員や実務家教員と面談をしながら、実習地を選択する。学生の希望をまとめ、観光地域マネジメント専攻会議にて承認の上、受け入れ先に正式な依頼を送る。受け入れ先とともに主旨導教員も決定する。受け入れ先としては主として大学が連携協定とそれに基づく覚書を結んだ地域であるが、DMO 等から派遣されてきた社会人学生などで、派遣先から希望があった場所については受け入れ先と協議の上、覚書を新たに結んだ上で実施計画やケース教材を用意する。

学生は 1 年次に配当される基盤科目「観光地域実習」、専門科目「観光地マーケティング」、

実践科目「観光地域マネジメントの潮流」などを通じて、観光地域の課題やそれに対して行われたプロジェクト事例について学ぶ。特に「観光地域実習」では2年次に行う観光地域プロジェクトⅠ・Ⅱの実習先となりうる地域を知り、検討する。第4クォーターに開講する「観光地経営戦略演習」では、ケース教材を使ってグループワークで観光地域マネジメントをシミュレーションするが、後半には各学生が2年次に実習を行う実習地をモデルにしたケース教材で学ぶことで、プロジェクトへの関心を高める。

2年次の第5クォーターでは、プロフェッショナルライティングⅠを開講する。ここでは実際の受け入れ先からあった募集要項に基づいたプロジェクト計画書の作成を学び、現地と連携しながら実務レベルな緻密なものへと仕上げる【資料10、12】。その後、第6・7クォーターの観光地域プロジェクトⅠ・Ⅱではそれぞれ実際に1ヶ月程度（週4日1日8時間）の現地研修を行う。観光地域プロジェクトⅠでは、プロフェッショナルライティングⅠにおいて作成した計画書が実際に動くか、動かない場合には修正を加えながら、プロジェクトを軌道に乗せることになるが、この学びを通じてプロジェクトマネジメントにおける課題を発見することを目標とする。観光地域プロジェクトⅡではプロジェクトの成果をまとめながら、効果検証を行い、そこから地域課題・社会課題を深く理解することを目標とする。現地研修期間においても、受講者全員の参加によるICT技術を用いたオンラインでの演習形式の授業を土曜日（場合によっては平日夜間）に開講し、それぞれのプロジェクトにおける問題点や成果を共有し、それぞれの知見へとつなげる。また指導教員、実務家教員は交代で週1回程度の頻度で現地におもむき、そこでも指導を行う。メンターは観光地域固有の課題（例えば、人的資源やマーケティングなど）の専門家であり、事前に入念に調整・作成した計画書の内容に基づき、指導教員が有する知見を超えた実践的な知見をもとに、現地で学生の指導を行う。

観光地域プロジェクトⅠ、観光地域プロジェクトⅡのそれぞれ1ヶ月程度の実地研修を経た成果については、第8クォーターで開講されるプロフェッショナルライティングⅡにおいて、プロジェクト報告書および実践論文として、教員の指導の下執筆される。プロジェクト報告書は内部情報も含めて執筆し実習の受け入れ先に提出する。実践論文は、外部に公開できる情報だけで執筆し、場合によっては学会等や学術誌で発表することもできるようにする。第8クォーターの最終回には、専門職大学院プロジェクト報告会を開催し、専攻の全教員、各地域のメンターや関係者、下級生はもちろん、広く社会に公開する。この一連の学びの始まりになる募集要項には、プロジェクトを通じて修得できる能力やスキルが記載されている。また、学生がプロフェッショナルライティングⅠで作成する計画書にはプロジェクトのゴールを書くことになっている。最終的に学生がプロフェッショナルライティングⅡで提出する完了報告書には、結果と効果検証とともに、修得できた能力やスキルを含めた自己評価を書くことになっており、報告書や実践論文の内容とともに、この完了報告書の自己評価を含めて修了判定を行う。

#### 4 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件

##### (1) 教育体制

観光地域マネジメント専攻では、これまでの学術的視野から観光学研究を進めてきた教員、観光地域マネジメント分野で実務家として高い見識を持つ教員、和歌山大学のオープンエデュケーションの視点から観光学分野以外で高度な研究を進めてきた者をもって、教育体制を構築する。また、実社会との連携を目指して、非常勤講師に観光業界で活躍する方々に積極的に授業を依頼する。特に観光地域プロジェクトⅠ・Ⅱでは、学生たちには実際の観光地域マネジメントの現場で経験を積んでもらうことを期待している。この授業では、教員だけではなく、受け入れ先の現場の方々と学生の育成に協力体制を築く。このような教育体制で、実社会から求められる高度専門職業人を育成する。

##### (2) 標準修業年限・履修科目登録の上限・修了要件・既習得単位の認定方法

標準修了年限 2年とする。

履修科目登録の上限 年間38単位とする。

修了要件 基盤科目8単位以上、専門科目10単位以上、実践科目20単位を修得し、38単位以上習得すること。

既修得科目単位の認定 本学研究科、他大学研究科等において、科目等履修によって取得した科目は、認定の手続きを経て、上限20単位まで認める。

##### (3) 履修指導【資料13】

本専攻では、ストレートマスターと実際の観光地域で実務経験を持ち社会人入試を経た社会人学生から構成されるので、各学生のこれまでの習得状況に合わせた履修を指導する。そのため、各学年に2名の学年担当教員を配置し、個別に履修相談に対応する。具体的にはストレートマスターは会計やファイナンスの知識を実務上にどのように運用するかといった経験が不足するので「会計学」「ファイナンシャルマネジメント」の受講を強く奨め、必要に応じて個別に指導も行う。また、実務に携わってきた社会人学生には、観光学の理論的習得に加えてストーリーテリングを学ぶ「地域と自然のストーリー」「地域と文化のストーリー」などの受講を推奨する。

##### (4) 研究指導【資料13】

1年次の第4クォーターにおいて主指導教員への配属とともに副指導教員を決定する。また、2年次の「観光地域プロジェクトⅠ・Ⅱ」では、プロジェクト統括教員としてデータを活用したDMOのマネジメント経験を持つ実務家教員を置く。さらに、ツアープランな



どの造成の経験を持つ実務家教員、観光地域でのトップマネジメントの経験のある実務家教員もプロジェクトに参加し、それぞれの立場で助言するとともに、現地指導にも加わる。第1クォーターの「プロフェッショナルライティングⅠ」では、プロジェクト総括教員の指導のもと、パートナーとなる実地と打ち合わせながら、プロジェクト計画書の作成を行う。第2・3クォーターの「観光地域プロジェクトⅠ・Ⅱ」では、プロジェクト総括教員および主指導教員の指導のもと、実地でそれぞれ1ヶ月程度の実習を行う。第4クォーターの「プロフェッショナルライティングⅡ」では、プロジェクト総括教員および主指導教員の指導のもと、完了報告書とプロジェクト報告書の執筆を行う。これらと並行して、主指導教員・副指導教員の指導のもと、2年次の一連のプロジェクトから得られた知見を実践論文としてまとめ提出する。修了判定は専攻科会議の議によって行う。

#### (5) 倫理体制

国立大学法人和歌山大学職務倫理規程を適用する【資料14】。さらに観光地域マネジメント専攻においては、観光地域プロジェクトⅠ・Ⅱにおいて、業務において知り得た情報も含めて、教員・授業参加者と共有しつつ議論を行うので、教員、受講者全員において職務上知り得た秘密の内容を外部に提出しない、守秘義務契約を含めた覚書きを締結した上で行う。

#### 5 特定の課題についての研究成果の審査を行う場合

本専攻では、観光地域マネジメントにおける高度な能力を涵養するため、2年次に「プロフェッショナルライティングⅠ・Ⅱ」「観光地域プロジェクトⅠ・Ⅱ」を開講する。これらの授業では、実際の観光地において実務に関わり、課題解決の過程を他の受講者と共有・議論した上で、実践知や能力を身につけていく。これらの授業科目により実際の観光地における実践の中で獲得した知見は、主指導教員・副指導教員の指導のもとで実践論文としてまとめあげ提出する。実践論文の提出をもって修士論文にかわるものとする。

#### 6 教育課程連携協議会について【資料15】

観光業界、地域マネジメント団体等との連携による教育課程の編成・実施に関する基本的事項、また実施状況の評価、社会の状況を反映した改善案についての審議を行うために、本専攻に教育課程連携協議会（以下、協議会）を設置する。

協議会は観光地域プロジェクトⅠ・Ⅱにおいて連携先となる機関の関係者をはじめ、広義の観光関連業界および学術界から、「教職員」「職業」「地域」の分野から構成される委員を委嘱する。大学院研究科長、観光地域マネジメント専攻長、観光学部副学部長（教務担当）、合わせて3名（専門職大学院設置基準第6条の2第2項第1号）、本専攻関連団体（広域

DMO、観光業、運輸業)の役職者3名(同2号)、地方公共団体の職員(和歌山県観光局)、地域の事業者による団体(和歌山県内の経済団体)の関係者、合わせて2名(同3号)、その他研究科長が必要と認める者若干名(同4号)で構成する(任期2年)。

協議会は年2回以上開催し、観光地域の実際のマネジメントと連携した教育を推進する。

## 7 基礎となる学部、大学院との関係

### (1) 観光学部

和歌山大学観光学部は、観光学科の中に「観光経営コース」「地域再生コース」「観光文化コース」の3つのコースを設けた1学科3コース制のカリキュラムを有している。観光学部の教育課程では、観光学の導入教育から専門教育までを「専門導入科目」「専門基礎科目」「専門科目」の3段階に分けるとともに、観光学の専門教育とそれを取り巻く諸領域を架橋する「専門接続科目」を設けており、3つのコースは専門科目の中に配置している。観光経営コースでは、経営学や商学を中心として、観光関連産業の組織・商品・顧客関係のマネジメント、経営戦略の策定・実行といった内容の教育を行っている。地域再生コースでは、都市計画学、農学、森林学等の領域を基礎として、都市および農山村域における地域課題や地域資源を理解し、地域再生のあり方を理論的・実践的に探る内容の教育を行っている。観光文化コースでは、観光学、地理学、デザイン学、感性情報学等の多様な領域をもとに観光対象の魅力や観光から生まれる出会いという視点から観光教育を行っている。このように、総合科学である観光学の特徴を生かし、観光現象を多面的・俯瞰的に見ることのできる人材を育成するカリキュラムとなっている。

専門職大学院においては、「観光倫理と持続可能性の理解」を観光学分野を中心とした領域として、「地域価値の創造実現能力」を観光学、商学、農学、デザイン学、感性情報学分野を中心とした領域として、「地域社会との協働的関係性構築能力」を経営学、都市計画学、農学を中心とした領域として、「データ分析に基づく戦略的意思決定能力」を観光学、経営学を中心とした領域としてそれぞれ位置づけ、教育を進めていく。

### (2) 観光学研究科博士前期課程【資料9】

既設の観光学研究科博士前期課程では、①観光学の学術研究に関心を持って研究者を目指す日本人学生と留学生、②学部だけでは不十分な観光学の特定分野の専門性を学究する課程でより高いジェネリックスキルを獲得して産業界で活躍したいと考える日本人学生と留学生、③社会人(特に地方公務員)としてこれまで職場で直面してきた課題をもって入学し新たな知見を獲得して再び職場に戻る社会人学生がともに学んでいる。観光学研究科博士前期課程においては、これまで5名の学生が博士後期課程に進学し、研究者となっているなど、研究者養成としての役割を担ってきた。観光学は、比較的新しい学問分野で、かつ経

済や社会の発展に多大な貢献ができる分野であることから、将来の持続的な社会の成長を  
考えていく上で、観光学の研究者養成は必要不可欠であり、本学では引き続きその役割を担  
っていく。一方で、コロナ禍で低迷している我が国の経済や社会を活性化する原動力として、  
現場で観光的な視点から社会や地域を活性化していける実践的な人材の養成も喫緊の課題  
となっており、その役割も担うべく新たに専門職大学院も設置することとした。（これまで  
の博士前期課程の学生からは、より実践的な理論や理論の社会実装を見据えた実践を重視  
した教育研究へのニーズが強かった。）

そこで、既設の博士前期課程をより学術的・国際的なカリキュラムに改編し、国際的に通  
用する原著論文を書くことができるものに変えていく一方、新設する専門職大学院では、現  
実の観光地域で本格的なプロジェクトを行いながら、現場でそのまま採用できる報告書や  
実践論文を書き上げることとし、観光地域において、多様なステークホルダーと連携し、地  
域の価値を最大化し、観光を基軸とした持続可能な地域への変革を実現できるアントレプ  
レナーシップをもった地域の経済活動を活性化する人材を養成する。

## 8 多様なメディアを高度に利用して、授業を教室以外の場所で履修させる場合

本学ではeラーニングの活用を推進しており、多くの教員がLMS(Learning Management  
System) やテレビ会議システムを活用した授業の経験を豊富に有している。これらの資源  
を基盤として、専門職大学院においても、それぞれの授業の特性にあわせた授業の実施方法  
を選択するものとし、オンデマンド型の授業や、対面スクリーニングとテレビ会議をリアルタ  
イムで組み合わせるハイブリッド型の授業など、さまざまな方法によるeラーニングを大  
幅に導入する。2年次に履修する「観光地域プロジェクトI・II」では、受講生たちは観光  
地域の現場において平日実務にかかわる。その上で、土曜日に各自の課題を教員、他の受講  
生たちに共有し、そこでグループディスカッションを行い、解決策を探るが、そこでもハイ  
ブリッド型を取り入れ、オンライン参加も可能な形態とする。

そのほかの授業科目においても、オンデマンド型やハイブリッド型を積極的に活用し、学  
外または授業時間外においても受講可能とする仕組みを用意する。授業はハイブリッド型  
での実施を基本とし、対面および学外からオンラインで参加する学生を対象として行う。授  
業内容は録画し、授業時間外にオンデマンドで参加する学生にも対応する。オンデマンドで  
参加する学生に対しては、毎回の授業の課題等およびそのフィードバックを通じて、学生  
の授業の実施状況を把握するとともに質疑応答の機会を確保する。これにより、2年次の観光  
地域プロジェクトで現地にいる学生や幅広い層の科目等履修生にも対応し、本専攻が観光  
地域におけるリカレント教育にも活用できる形をとる。

## 9 大学院設置基準第2条の2又は第14条による教育方法の実施

### (1) 研究指導の方法

大学院において実施する授業科目は主として1年次に履修する。1年次の履修指導については各学年に配置する学年担当教員が担当する。2年次に履修する主な科目は、「プロフェッショナルライティングⅠ・Ⅱ」「観光地域プロジェクトⅠ・Ⅱ」であり、プロジェクト統括教員と主指導教員が研究指導にあたる。「観光地域プロジェクトⅠ・Ⅱ」では、観光地域マネジメントの現場に実際に出向き活動することから、授業の演習部分は土曜日に開講する（プロジェクトミーティング）。また、定期的に、「観光地域プロジェクトⅠ・Ⅱ」が実施されるフィールドへ教員がおもむき指導を行う（サイトミーティング）。

このほか、実践論文の作成にあたっては、主指導教員と副指導教員が研究指導を実施する。

### (2) 研究指導の実施方法

1年次第4クォーターに、学生たちの実地研修の受け入れ先を決定すると同時に、主指導教員を決定する。2年次第1・4クォーターの「プロフェッショナルライティングⅠ・Ⅱ」では、プロジェクト統括教員および主指導教員の指導のもと、プロジェクト計画書、完了報告書、プロジェクト報告書の作成を行うが、その際の指導はハイブリッド型授業で実施し、学外からのオンライン参加も可能な形とする。2年次第2・3クォーターの「観光地域プロジェクトⅠ・Ⅱ」ではプロジェクト統括教員、主指導教員の指導のもと、実地でそれぞれ1ヶ月程度の実習を行う。この際、プロジェクト統括教員もしくは主指導教員が実地において指導するサイトミーティングを実施するとともに、土曜日にICT技術を用いたハイブリッド型授業で演習を実施し、それぞれの実地でのプロジェクトの進捗状況や課題を共有し、問題点や解決方法を討論する。

観光関連の職にある社会人学生の場合、夜間や週末等も含め勤務時間が多様であることが想定される。実践論文の作成にあたっては、主指導教員と副指導教員が研究指導を実施することとなるが、ここでもハイブリッド型授業を取り入れ、研究指導を受ける学生の勤務時間等に配慮し、社会人学生が受講しやすい研究指導を実施できるようにする。

## 10 入学者選抜の概要

### (1) アドミッションポリシー【資料7】

専門職大学院が養成する人材像及びその教育課程を踏まえ、入学者に期待する人物像として以下のアドミッションポリシーを定める。

#### ①志望分野の基礎能力・実践知

観光地域マネジメントに関する高度な専門性を身につける基礎となる知識・技能、能力を有する人。地域での活動経験を通して実践知のある人。

## ②地域の発展に寄与する使命感

主体的に新しいことに挑戦し、観光地域マネジメント分野において社会に貢献しようとする意欲や態度を有する人。

## ③問題意識

明確な問題意識を持ち、他者と協働して観光地域マネジメント分野における課題解決や地域の新たな価値創造に取り組む意欲や態度を有する人。

## (2) 出願資格

専門職大学院の一学年の定員は10名とする。うち5名は社会人を想定している。社会人に必要な経歴は、「学士課程卒業相当以上」であり、「3年以上観光に関わる業務を担当した経験を有する」こと、ストレートマスターに必要な経歴は「学士課程卒業もしくは卒業見込み」であり、「地域における観光に関わる事業（課外活動も含む）に1年以上参加した経験を有する」こととし、両者ともその事業の意義を十分に理解し、自らが寄与した成果とその事業の今後の改善点を根拠をもって説明することができることである。

## (3) 入学試験

入学試験は社会人選抜と一般選抜では別の選考を行い、前者では実務経験から得た実践力に、後者では観光に関する科学的なフレームでの論理的な思考力にそれぞれ比重を置く。本専攻では、企業や自治体に現職を有する社会人学生と、学部から社会人経験を得ずに入学した“ストレートマスター”が混在することとなる。各々の学生のこれまでの学びや経験にあわせた“オーダーメイド”のカリキュラムで教育がなされるよう、きめ細かな履修指導を実施する。

	プロジェクト経歴書	アドミッションエッセー	面接	総点
一般	100	200	200	500
社会人	200	100	200	500

## ①プロジェクト経歴書

### ア) 目的

これまでに経験した観光に関わるプロジェクトに関して、それがどのような企画意図のもとでなされ、どのような効果をもたらしたのかを、本人の視点から記述を求めるものである。これによりアドミッションポリシーの①志望分野の基礎能力・実践知を測る。該当する社会人経験をもたない者については、類する観光や地域のマネジメ

ントに関する授業、卒業研究等、自身の研究経歴におけるプロジェクトの経験について記述を求める。

イ) 提出時期・規定

願書と共に提出。

所定の用紙で 2000 字以上。

②アドミッションエッセー

ア) 目的

観光地域について現状や近年の変化、観光地域を取り巻く経済・社会環境、それらの状況下における課題の抽出と解決策について論述を求めるものである。本学で学修するために必要な観光地域マネジメントに関する知識・意欲・使命感を明確化するのである。これによりアドミッションポリシーの①志望分野の基礎能力・実践知、②地域の発展に寄与する使命感、③問題意識を測る。

イ) 規定

試験時間 90 分。

1200 字程度。

③面接

ア) 目的

観光地域マネジメントに関する現在の社会状況、その状況下における課題の抽出と解決策について論述するものである。本学で学修するために必要な観光地域マネジメントに関する知識、意欲、使命感を明確化するのである。これによりアドミッションポリシーの①志望分野の基礎能力・実践知、②地域の発展に寄与する使命感、③問題意識を測る。

イ) 規定

試験時間 20 分程度。

11 教員組織の編成の考え方及び特色

学生の入学定員については10名とすることから、大学院設置基準（社会学・社会福祉学関係）を踏まえ、最低7名以上の専任教員人数（このうち学部との兼務不可2名、実務家教員3名）を確保している。

専門職大学院の趣旨である理論と実践の架橋を実現するために、観光学部・観光学研究科での十分な教育歴を持つ7名の学術系の専任教員に加えて、3名の経験豊富な実務家教員を配置する。専門職大学院のカリキュラムにおいては、「観光ツアープランなどの観光資源

の開発」「データに基づくDMOのマネジメント」「観光地域でトップレベルの戦略と経営判断」の3領域における豊かな実務経験に裏打ちされた実践的内容を伴う授業科目を配置している。専門職大学院で教授する教育研究は、理論と実践の往還であり、理論と実践の科目数（全体の授業科目31科目のうち、実践・実務系の科目が9科目）や授業内容のバランス等を考慮して、実務家教員の割合を3割（専任教員10名のうち、実務家教員3名）としている。なお、全体の教育研究の指導体制としては、10名の専任教員とメンター（「観光地域プロジェクトⅠ・Ⅱ」の受け入れ先の指導者）、さらには兼担や兼務教員のもと、本専門職大学院が目指す「観光地域共創人材」を養成するに相応しいものとしている。

算出根拠：観光学研究科（専門職学位課程）

専任教員 7人（うち、教授4人）（うち実務家教員3人）

ただし、実務家教員のうち2人以内は、みなし教員でも可。

（算定）必要な専任教員

①修士課程の研究指導教員数の1.5倍＋研究指導補助教員

3人×1.5（小数点切り捨て）＋3人＝7人

②修士課程を担当する研究指導教員1人当たりの学生の収容定員に4分の3を乗じて算定される収容定員の数（小数点切り捨て）につき1人の専任教員

（収容定員予定）20人÷15人＝1人

①②のいずれか多い方の数 7人

（参考）文科科学省告示第53号 第1条第1項、第2条第1項、第2条第2項

## 12 施設・設備等の整備計画

### (1) 校地、運動場の整備計画

観光地域マネジメント専攻においては、本学の栄谷キャンパスを教育・研究の拠点とする。現在、栄谷キャンパスには、4学部と4つの研究科の他に、クロスカル教育機構に属する図書館、学術情報センター、保健センターなどのセンター、紀伊半島価値共創基幹に属するセンター、研究グローバル化推進機構に属するセンターが設置されている。また、体育館や運動場、食堂なども整備され、学生が充実した教育研究活動を行うための環境は整っている。

### (2) 校舎等設備の整備計画【資料16】

観光地域マネジメント専攻が利用する施設・設備は既存の観光学部・観光学研究科博士課程が使用している施設・設備を利用する。なかでも、社会人学生が学びやすい環境を用意するために、多くの講義や演習で多様なメディアを高度に利用した授業を行う。具体的には、講義や演習の多くを栄谷キャンパスでの受講だけでなく、双方向のテレビ会議システムを

介しても受講できるハイブリッド形式で開講する。そのための設備として、すでに観光学部・観光学研究科が利用している西4号館には、教室での対面講義と双方向のテレビ会議経由のオンライン講義をハイブリッドで行うことができる教室、スペースを4箇所整備している。

また、授業時間以外の時間に研究や自習ができるように、ロッカーのある院生研究室1部屋とミーティングルーム1部屋を整備している。また、各教員は個室の研究室を持っており、教員の研究だけでなく、論文指導などの学生指導を各研究室で実施できるスペースを有している。大学院の学生は夜間・休日であっても学生証・指紋で入館することができる。

### (3) 図書等の資料及び図書館に整備計画

本学の全蔵書は、図書 713,696 冊、雑誌 7,132 タイトルなど研究教育を行うために十分な資料を有しているだけでなく、学生たちが交流できるコモンズエリア（共同空間）、グループワークやアクティブラーニングが行えるマルチルームなどが整備されている。平日は9時から20時半、土曜日は17時まで開館され、上記の院生室以外に学生が主体的に学べる環境を用意している。

## 13 管理運営

本専攻に和歌山大学大学院研究科運営規程の規定に基づき、本専攻の専任教員で構成する観光地域マネジメント専攻会議を設置する。専攻会議は原則として毎月1回開催する。専攻会議には議長として専攻長を置く。

専攻会議の下に、観光地域プロジェクトに関わる教員からなる観光地域プロジェクト実施部会を設置する。部会では、実習地の新規開発や覚書の締結、実施計画やケース教材の作成、1ヶ月に渡る実習中の現地訪問や実習中の毎週末に開催される演習の役割分担などが議論される。準備期間は1ヶ月に一度程度、実習中は週1回程度開催することを想定している。また、博士課程との連携をすることでより効果的な運営ができるよう、毎月の研究科会議で専攻会議の報告を行う。

さらに、本専攻内に「教育課程連携協議会」を設け、観光地域、観光業界との連携により、効果的な教育の実施を目指す。

## 14 自己点検・評価

### (1) 内部質保証

和歌山大学では、クロスカル教育機構教育改善推進専門部会を設置しており、内部質保証のための、モニタリングを行っている。



## (2) 授業評価アンケートの実施

全科目について、授業評価アンケートを実施し、FD 会議において、分析・課題の検討を行う。

## (3) 教育効果の点検

「観光地域プロジェクト I・II」においては、受け入れ先団体に継続的にアンケートをとり、その効果の検証を行う。

## (4) 自己評価書

授業評価アンケート、教育効果の点検、修了率、各科目の成績結果分布をエビデンスとして自己評価書を作成し、教育課程連携協議会に報告する。

## 15 認証評価

### (1) 認証評価を受ける計画等の全体像

UNWTO (国連世界観光機関) の1つの機関である UNWTO Academy が、世界の大学や研究機関等の観光学教育、研究、訓練プログラムの質を保證する認証評価 (UNWTO. TedQual 認証) を実施しており、本学もその認証評価を受けてきた。

2017年3月 観光学部が UNWTO.TedQual 認証取得 (国内初)

2020年3月 観光学部が UNWTO.TedQual 認証更新

2020年3月 観光学研究科博士前期課程が UNWTO.TedQual 認証取得 (国内初)

これまでの経緯や UNWTO Academy が実施する UNWTO.TedQual 認証の性質 (認証にあたっては「Employers」「Student」「Curriculum and Pedagogical System」「Faculty」「Management」「Accomplishment of the Global Code of Ethics for Tourism」の各分野で100項目以上の厳しい基準をクリアする必要がある) を鑑み、観光学研究科観光地域マネジメント専攻 (専門職大学院) においては、UNWTO Academy が認証機関として文部科学大臣に認められれば、UNWTO Academy の認証評価を受審したいと考えている。

2021年1月 学内で観光学研究科観光地域マネジメント専攻 (専門職大学院) の認証評価の在り方の検討を開始

2021年2月 認証評価機関として UNWTO Academy との協議を開始

### (2) 認証評価を受けるための準備状況など

国連世界観光機関 UNWTO は、1975年1月に観光に関する国際機関として設立され、2003年に国連の専門機関に移行した観光に関する世界最大の国際機関である。そのもとに

ある UNWTO Academy は UNWTO の加盟国に向けた観光に関する教育・訓練プログラムの履行を担う独立組織として、1998 年 6 月に設立されている。「UNWTO.TedQual(Tourism Education Quality)」は、観光学教育、研究、訓練プログラムの質の向上を目的とし、世界の観光学教育・研究をリードする大学、研究機関を認証するもので、世界的に通用性のある認証である（令和 4 年 1 月現在の認証評価を受けた機関 42 か国 99 機関）。本学の観光学研究科観光地域マネジメント専攻（専門職大学院）においては、この UNWTO Academy の認証評価を想定しており、それに向けて UNWTO Academy と協議を行っている。現在のところ、UNWTO Academy からは、我が国の観光系の専門職大学院の認証評価に積極的に協力する旨の回答があり、UNWTO Academy が認証評価機関として認められれば、その認証評価を受審する予定である。

## 16 情報の公表

### (1) 観光地域マネジメント専攻の周知

観光地域マネジメント専攻のパンフレットを全国の DMO、観光学を教授する大学、観光系専門職大学などに配布する。

WEB 上の大学のホームページで観光地域マネジメント専攻の理念、目標を掲示し、カリキュラムを公表する。

### (2) 入試関連情報

学生募集要項を配布する。また、Web 上の大学のホームページで要項をダウンロード可能とする。

### (3) 成果の公表

プロジェクト報告会を一般も参加可能な形で開催する。また、その報告をまとめた報告書を制作し、配布する。

## 17 教育内容等の改善のための組織的な研修

### (1) 授業評価アンケートの実施

全科目について、授業評価アンケートを実施し、FD 会議において、分析・課題の検討を行う。

### (2) 自己評価書

授業評価アンケート結果、観光地域プロジェクト I・II の受け入れ先の評価、修了生の進

路状況をエビデンスとして自己評価書を作成し、教育課程連携協議会に報告する。

### (3) FD の実施

全科目について、授業評価アンケートを実施し、FD 会議において、分析・課題の検討を行う。また、受講者の受け入れ先におけるサイトミーティングに同行し、各地の観光地域マネジメントについての見聞をひろめる。

### (4) 教員業績報告の義務

教員の自己改善・改革に役立てるとともに、教員の適切かつ公平な処遇に役立てて、もって教員活動の活性化及びこれを通じた大学全体の活性化を図ることを目的として、本学では教員活動状況評価を毎年実施している。

本評価は、以下の基本方針に基づき実施し、教員の教育、研究、社会活動及び管理・運営の4領域の活動状況を基に総合的な評価を実施している。

- ①教員活動状況を効率的かつ的確に把握する。
- ②全学の統一的な評価方式を基準とする。
- ③部局の特色を生かした運用を図る。
- ④評価結果を処遇へ反映する。

本評価は、学部については学部長、全学センターについては評価担当の理事を長とする学部等評価委員会を通じて、学長を長とする国立大学法人和歌山大学企画・評価委員会が実施している。

評価結果は、各教員にフィードバックし、教育研究活動の改善を図っている。

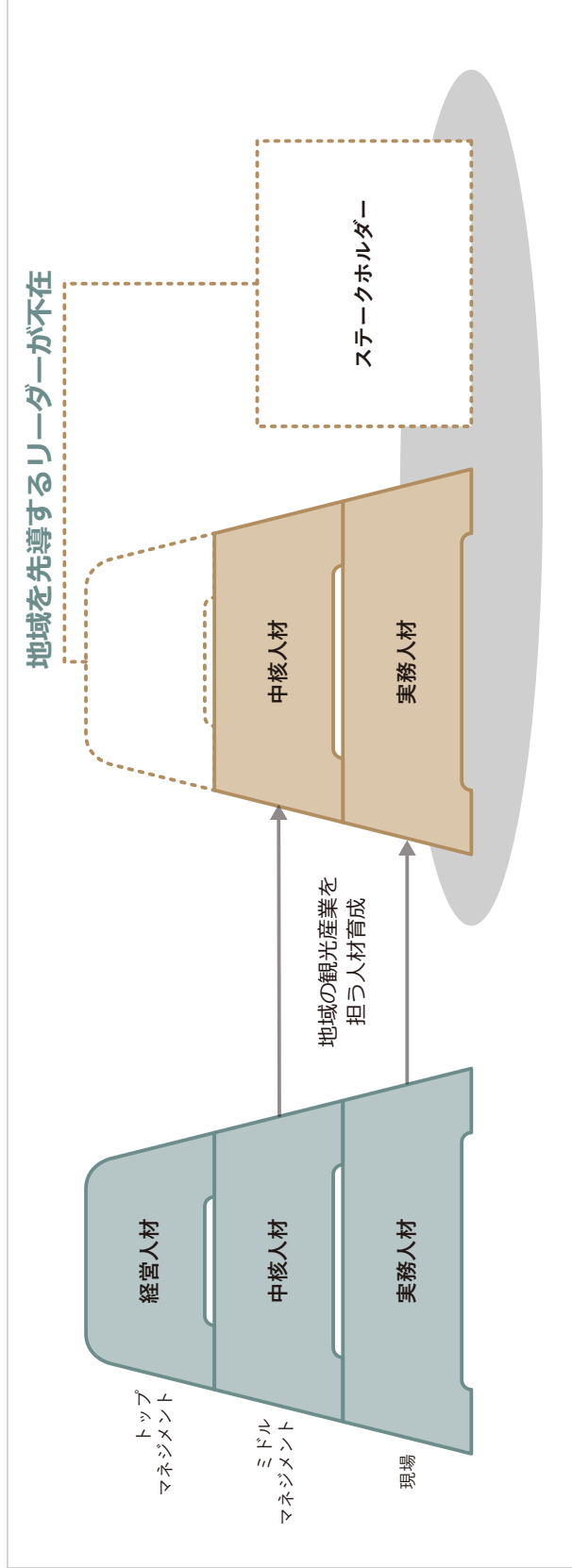
## 資料目次

- 資料 1 専門職大学院の人材育成モデル
- 資料 2 観光産業における人材育成をはじめとした課題と今後の対応について
- 資料 3 産業界ニーズを踏まえた観光経営人材の育成・強化
- 資料 4 専門職大学院に関するアンケート調査（令和 3 年 9～10 月実施）  
アンケート対象：観光地域づくり法人（DMO）と地方自治体
- 資料 5 地域連携及び外部資金獲得状況
- 資料 6 日本版持続可能な観光ガイドライン（抜粋）
- 資料 7 専門職大学院の DP・CP・AP
- 資料 8 専門職大学院カリキュラムツリー／カリキュラムマップ
- 資料 9 観光学研究科改編計画
- 資料 10 プロフェッショナルライティング I・II／観光地域プロジェクト I・II
- 資料 11 和歌山大学大学院観光学研究科地域マネジメント専攻の観光地域プロジェクト  
I・II に関する覚書
- 資料 12 観光地域プロジェクト I・II 様式一式
- 資料 13 履修イメージ／履修モデル
- 資料 14 国立大学法人和歌山大学職務倫理規程
- 資料 15 和歌山大学大学院観光学研究科地域マネジメント専攻教育課程連携協議会規程
- 資料 16 ハイブリッド型授業が可能な演習室、院生研究室、ミーティングルーム

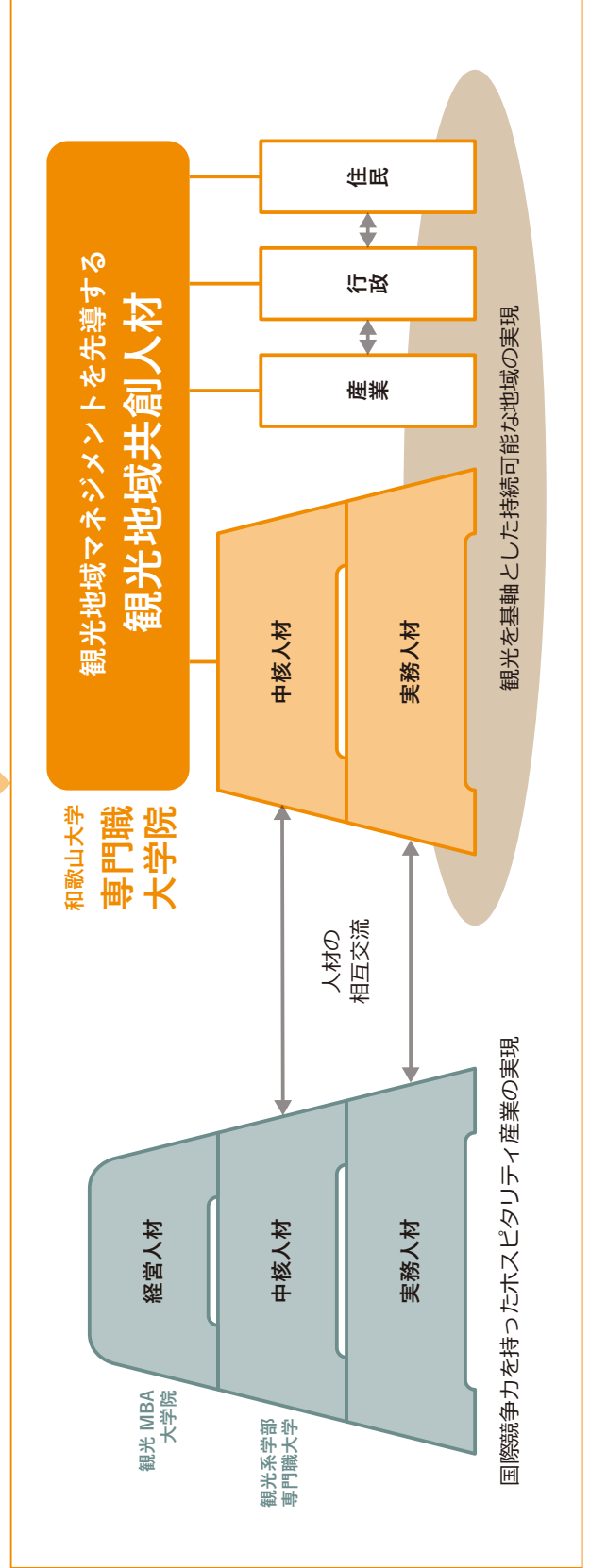
○【 設置に関する要望書 和歌山県 一般財団法人関西観光本部 】

# ■ 人材育成モデル

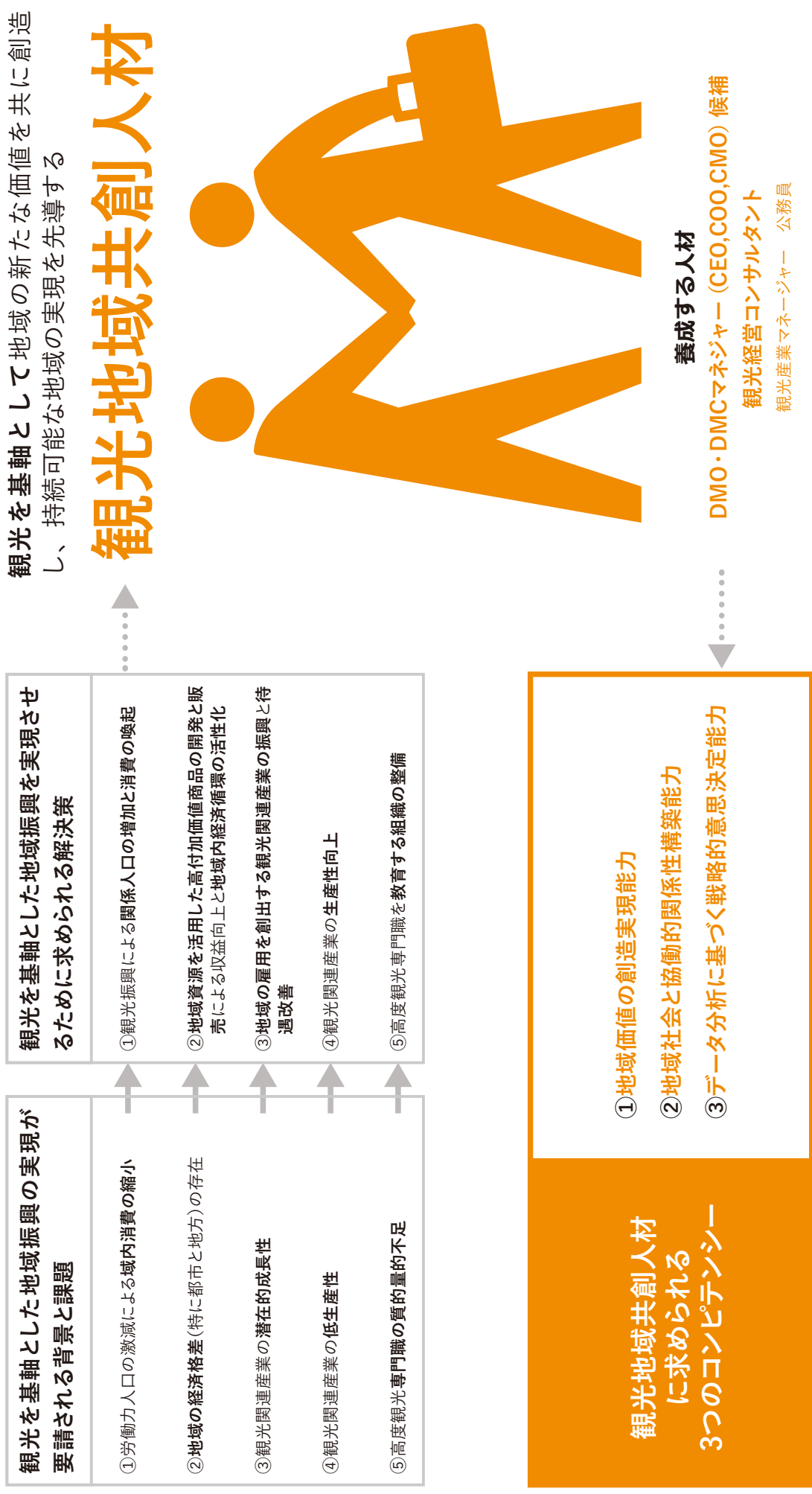
ホスピタリティ産業の国際競争力を高める  
人材育成モデル



観光地域の振興に寄与する人材育成モデル



# ■人材育成モデル



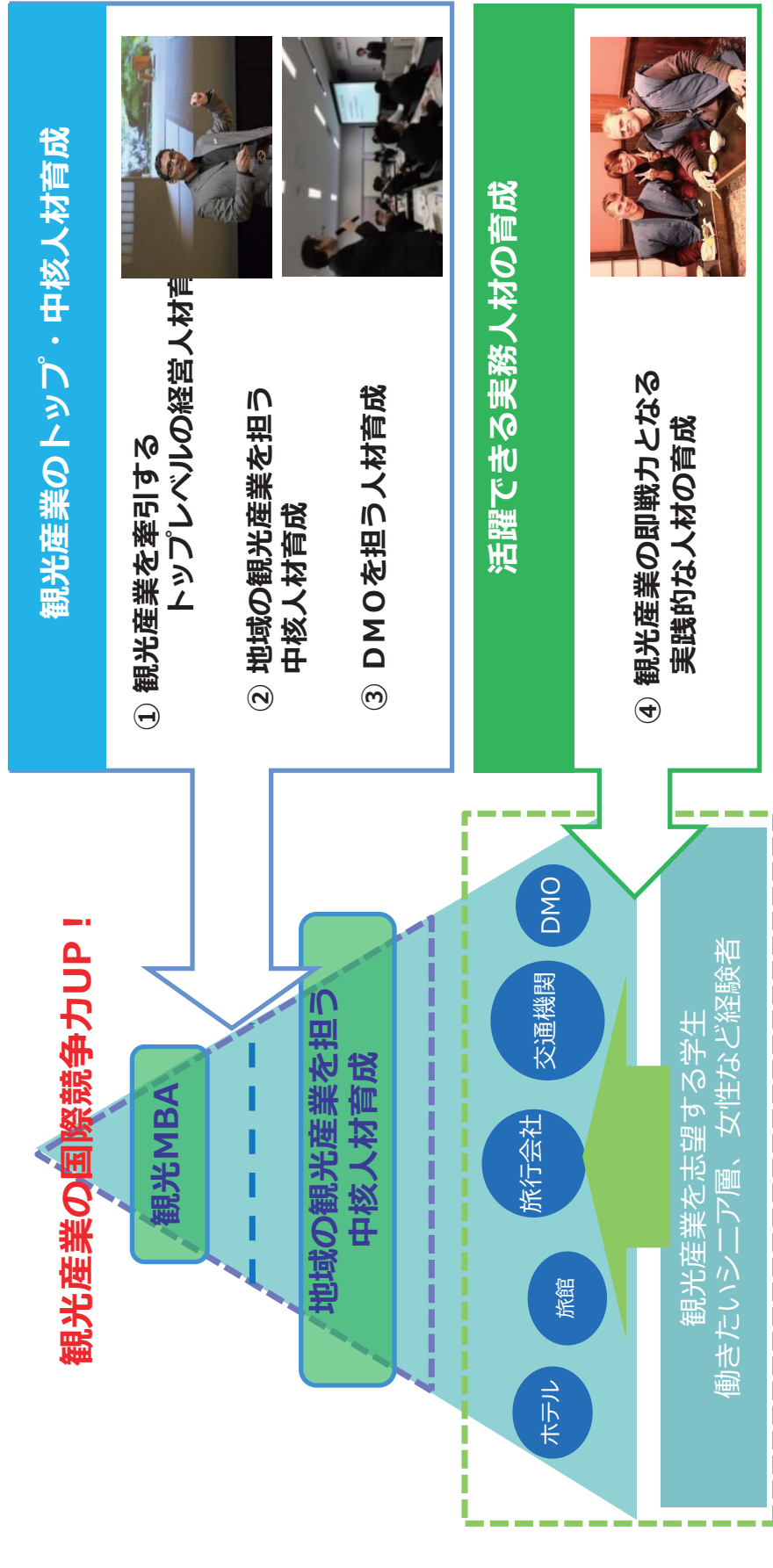
# 産業界ニーズを踏まえた観光経営人材の育成・強化（観光庁）



**課題認識：** 1. 観光産業を牽引するトップ人材や新たなビジネスを創出できるトップ人材の不足  
 2. インバウンドをはじめとした増加する観光客に対応する現場スタッフの不足

具体的には、観光産業の担い手を3層構造により育成・強化。

- ①観光経営を担うトップ層の育成
- ②地域の観光の中核を担う人材育成
- ③即戦力となる地域の実践的な観光人材の育成



## 産業界ニーズを踏まえた観光経営人材の育成・強化

トップレベルの経営人材から地域の実践的な観光人材まで、観光産業の優秀な担い手を抜本的に育成・強化し、我が国の観光産業の競争力を大幅に高めます。

### 目指すべき将来像

#### 観光産業の担い手を3層構造により育成

##### ① 観光経営を担う人材育成

- ⇒ コーネル大学 (米国)
- ・ ホテル経営学の学士号・MBA取得プログラム等の設置等
- ・ 理論と実践 (インターン等) の両輪で人材育成

##### ② 観光の中核を担う人材育成の強化

- ⇒ 和歌山大学
- ・ 「観光経営」「地域再生」「観光文化」に係る複合的教育・研究の実施

##### ③ 即戦力となる地域の実践的な観光人材の育成強化

コーネル大学では、構内にある4つ星の「スタトラー・ホテル」で実習生が有給で勤務



### 現状・課題及び今後の対応

#### 現状・課題

- トップレベルの経営者から地域の実践的な観光人材まで、観光経営人材を輩出する教育プログラムが不十分。
- 特に、旅館における人材不足・生産性の向上が課題。

#### 今後の対応

- **観光経営を担う人材の育成**
  - ・ 2020年までに、トップレベル経営人材の**恒常的な育成拠点**を大学院段階 (MBAを含む) に形成 (まずは、新たな**実践的・専門的プログラムの開発**に着手)
- **観光の中核を担う人材育成の強化**
  - ・ 大学観光学部のカリキュラム**変革**により、地域観光の中核を担う人材育成を強化 (標準カリキュラムの開発に着手)
  - ・ 2019年度の開学を目指している実践的な職業教育を行う新たな**高等教育機関の制度化**の際には、観光分野の人材についても**産業界のニーズに対応して育成**
- **即戦力となる地域の実践的な観光人材の育成強化**
  - ・ **地域の観光分野の専修学校等の活用**による人材育成の強化



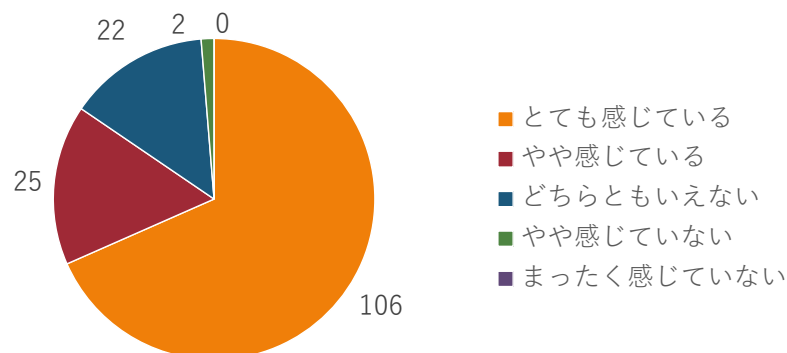
専門職大学院に関するアンケート調査（令和3年9～10月実施）  
アンケート対象：観光地域づくり法人（DMO）と地方自治体

観光庁に登録されている登録観光地域づくり法人（登録DMO）および観光地域づくり候補法人（候補DMO）観光地域づくり法人198団体を対象として、郵送で回答を依頼し回収（9月3日～30日）。和歌山県内・大阪府南部の地方自治体46団体を対象として、訪問または郵送で調査票を配付し郵送で回収（9月27日～10月15日）。回答団体数は計155団体。

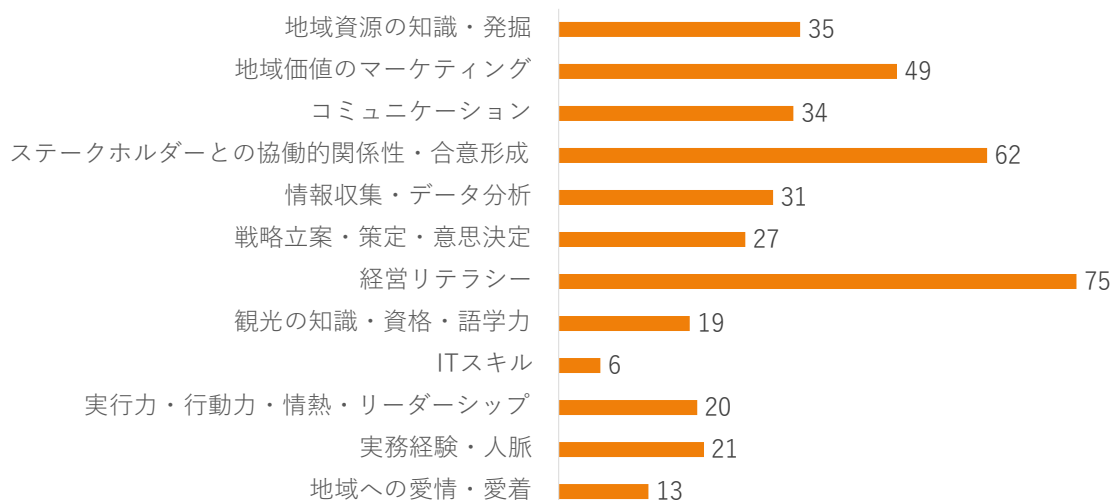
1. 貴団体の種別を教えてください。（複数回答）

種別	DMO	DMC	観光協会	市町村	その他
団体数	114	7	34	35	2

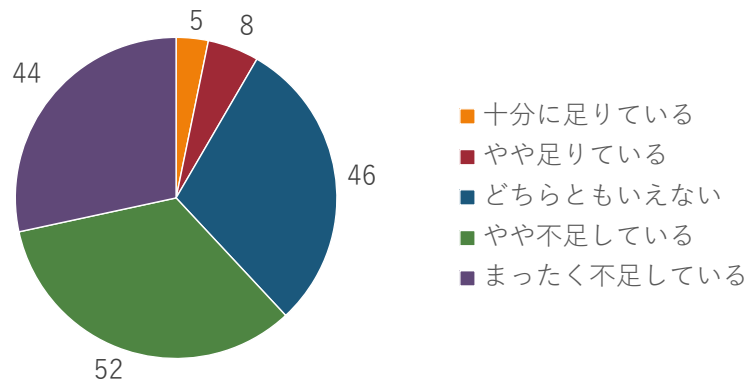
2. 貴団体において、観光地の経営を担うことができるマネジャー人材の必要性を感じていますか？



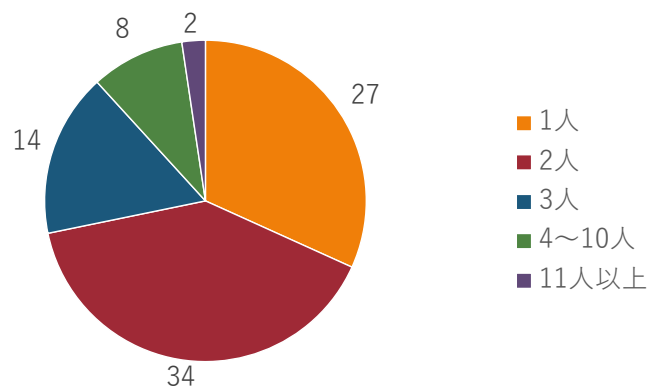
3. 貴団体において、観光地の経営を担うことができる人材に必要な知識や能力は何だと思いますか。必要だと思われる知識や能力について記載してください。（自由記述の回答から要素抽出し分類・集計）



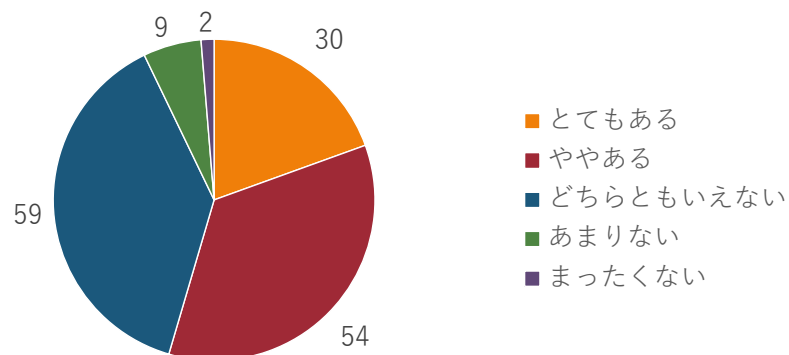
4. 貴団体において、観光地の経営を担うことができるマネジャー人材は足りていますか？



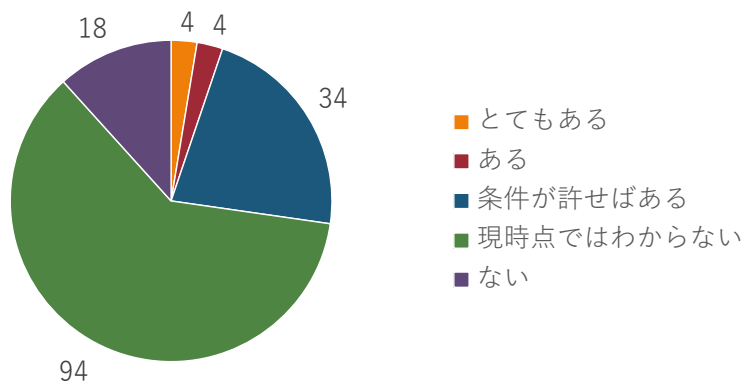
5. 不足している人数について、お答えください。



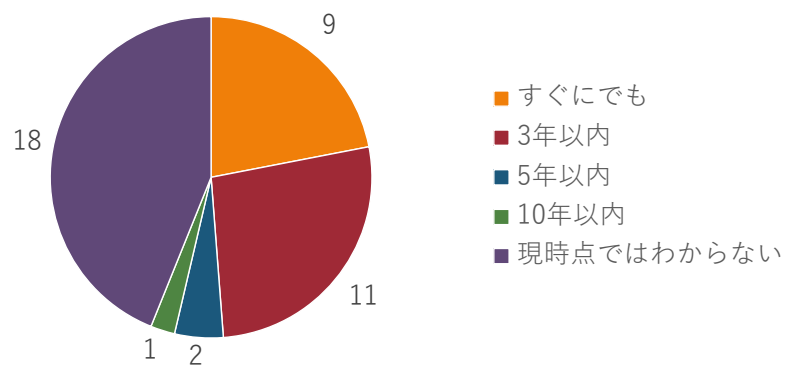
6. 貴団体は、このアンケートで説明した本学の観光学の専門職大学院に関心がありますか？



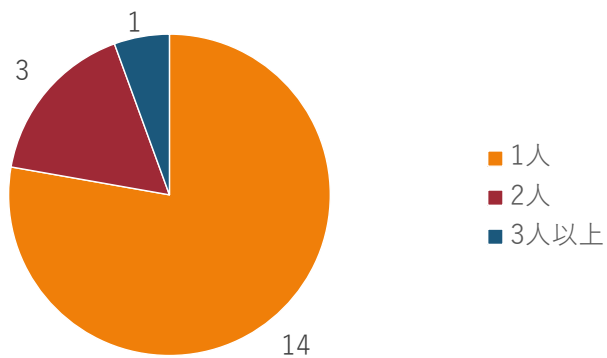
7. 貴団体にとって、本学の観光学の専門職大学院を修了した学生を採用する意向はありますか？



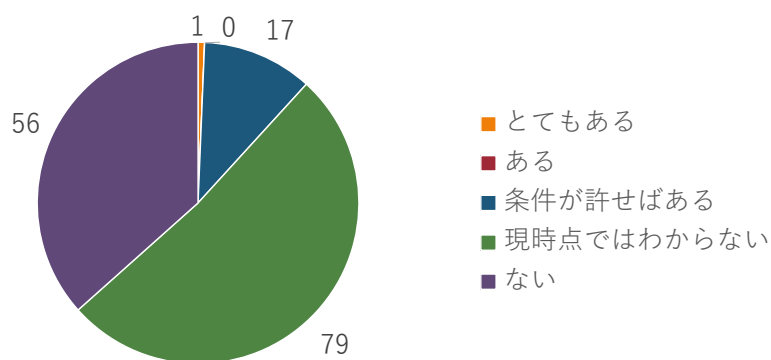
8. 採用時期はいつごろ、何人になるでしょうか？（時期）



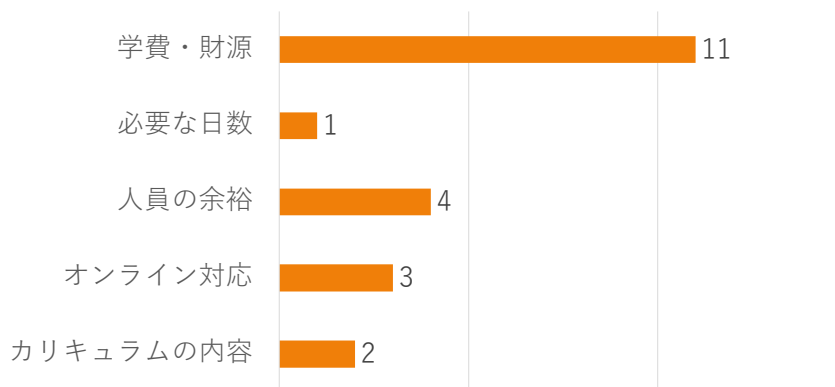
9. 採用時期はいつごろ、何人になるでしょうか？（人数）



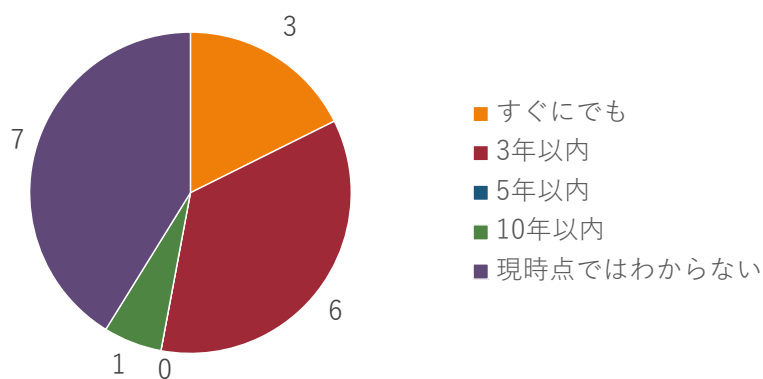
10. 貴団体の職員を本学の観光学の専門職大学院へ進学（研修派遣）させる意向はありますか？



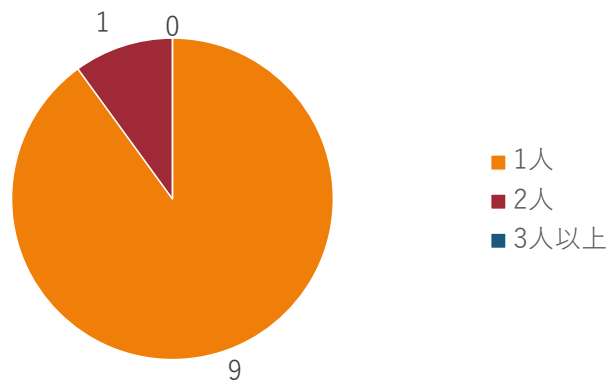
11. その条件とは具体的にどのようなものでしょうか？（自由記述の回答から要素抽出し分類・集計）



12. 研修派遣はいつごろ、何人になるでしょうか？（時期）



13. 研修派遣はいつごろ、何人になるでしょうか？（人数）



## 観光地の経営を担うことができる人材に必要な知識や能力

### 【アンケート調査の自由記述から抜粋】

- ・地域の特性を活かしたマーケティング能力。(DMO、観光協会)
- ・地域の関係者と人間関係を構築し信頼を獲得した上で関係者を巻き込み調整する能力。(DMO)
- ・ゼロから物事を考え、組み立てて行く能力。誰とでもすぐに打ち解けられる人あたりの良さ、コミユカ。地域の人に素直に話をきける謙虚さ。(DMO)
- ・データに基づいた観光戦略を策定できる知識。現状の課題を捉え PDCA サイクルを回していくマネジメント能力。(DMO)
- ・地域観光資源発掘力とマネジメント能力(実践力)。(DMO)
- ・合意形成の為のあらゆる人とのコミュニケーション能力。(DMO)
- ・自地域の強み弱みをふまえて戦略策定していく能力。ひととおりの企業経営に必要なマネジメントスキル。ネットワーク形成能力。地域への愛情。(DMO)
- ・地方自治体、地域の観光協会との関係を築く力、社会的課題を把握し解決する力、戦略的に意思決定ができる力などが必要と考えます。(DMO)
- ・地域の価値をどう広げていくかを常に考え、新たな技術を取り組み、目指すべきゴールを決めて、地域全体で共通認識を持たせることのできる人。情報や様々な人とのつながりを共有できること。(DMO、観光協会)
- ・地域調整能力。発想力。コミュニケーション能力。総合的判断力。当該地域情報、地域人材情報の知識。企画力。市場動向のリアルタイムの把握。(DMO)
- ・地域の現状把握(強み弱み等の分析能力)。最新の動向把握に基づきニーズの多様化に対応する柔軟な発想。観光商品開発に結びつけるプロデュース能力。(DMO)
- ・地域の人々とのコミュニケーション能力。コミュニケーションによりつかんだ課題を先見性をもって、方向性を決める判断力、まとめる交渉力などが必要。地域社会に入り込むことのできる人間性。(DMO、観光協会)
- ・企業の経営者としての能力が必要。組織のマネジメント、リーダーシップ、戦略立案、ブランディング、マーケティング、対外的なコミュニケーション。(DMO)
- ・観光統計や多様なデジタルデータなどを的確に分析し、その結果をベースに中長期的な観光戦略の策定やニーズを捉えたプロモーション、商品開発などを実行できること。(DMO、観光協会)
- ・マネジメントする地域について、観光地としての強みや弱みなど、詳細に知り尽くし、誰よりも愛着を感じて、マーケティングに取り組めるプロパー職員を育成することが何よりも重要であると思う。(DMO)
- ・観光地に存在する様々なコンテンツをコーディネートすることができる人材、関係人口の

- 創出・拡大のための体制づくり、仕組みづくりができる人材。(DMO、観光協会)
- ・地域の観光関係者などとのネットワークを構築できるコミュニケーション力。現場が観光客のニーズを適切にとらえ、状況に応じた判断と迅速に対応する適応力。顧客データ等調査分析やマーケティングを基とした戦略策定と人事。予算を管理する力。(DMO)
- ・能力としては価値を見出す創造力と磨き上げる実行力。自社だけで儲けるのではなく地域全体を経営体として捉える経営感覚。(DMO)
- ・地域の実状、実態（観光、経済、人口動態等）を良く理解していることや、地域の特性を活かした仕組み作りに関係者と連携してチャレンジできることができること。(DMO)
- ・顧客志向のマーケティング力、多様な関係者を巻き込む力、観光資源を儲かる商品に磨き上げる力、効率的・効果的プロモーション力、行政や取り巻く関係者との折衝力。(DMO、観光協会)
- ・客観的なデータ分析能力、コンテンツに対する豊富な知識とそれを活かす知恵、地域とのコミュニケーション能力、計画を実行する行動力。(DMO)
- ・地域観光に関する深い知識（カスタマ目線、事業者目線、行政目線、住民町民目線、地域のステークホルダーに関する広い知識）。戦略的思考性（バックキャスト的に思考してゴールに向かいプロセスを設計し、関係者を巻き込んで実行できる能力）。難しいことを分かりやすく伝えられるプレゼンテーション能力、地域の関係者と関係性を構築できる能力。行政文書を読み解いて補助金の申請書などを作成できる能力。データドリブンなマーケティングの経験能力。組織と地域（特に多種多様な関係者の情理的側面）をマネジメントできる能力。マネタイズを構想できる経験と能力。(DMO)
- ・観光に関する知識はもちろんのこと、地域をどれだけ知っているかが重要。観光=人、どれだけ「つなぐ」ことができるかであり、地域の価値を“創造”すること。データを読み解く力。経営者的な視点。(DMO)
- ・マネジメント能力、リーダーシップ等、観光地経営に関する専門的な知識を地域の観光事業者にうまく伝える能力が必要と考える。(市町村)
- ・旅行商品の造成のノウハウに加え、地域に溶け込んで観光をキーワードに地域の稼ぐ力を引き出し、課題解決の道筋を示すことができること。(市町村)
- ・地域社会と協働的關係性を築きながら地域課題を理解し、戦略的に意思決定する力。(DMO)
- ・各地域との協働のもと地域ごとの特色ある観光資源を発掘するとともに客観的なデータ分析により最大限に活用した戦略の企画立案が可能な能力。(DMO、観光協会)
- ・観光資源を磨き上げていく能力（付加価値の創造、商品開発等）。戦略的な意思決定能力、地域との連携力、マネジメント能力。(市町村)

令和3年10月

〇〇〇〇〇〇〇〇 御中

和歌山大学観光学部長  
尾久土 正己

### 専門職大学院に関するアンケート調査

現在、和歌山大学観光学部では、既存の大学院博士前期課程（修士）に加えて、観光地域マネジメントにおける共創人材を養成する専門職大学院を2023年（令和5年）4月に設置することを目指して構想中です（添付資料参照）。

専門職大学院では、「観光」を基軸とした自立・持続可能な地域振興の実現に向け、地域が直面するさまざまな問題・課題を多様な関係主体と連携して解決する共創人材を養成します。カリキュラムは、基礎科目、感性と教養の涵養基礎科目をベースに、「観光地マーケティング」「ビジュアルデザイン」「観光地プロデュース」などの専門科目を学びます。また、専門職大学院のコアカリキュラムになる実践科目では、SNSや観光ビッグデータに加え、国際的な観光指標などの分析から、観光地経営の戦略立案ができる演習に取り組みます。そして、2カ年の集大成として、地方公共団体や観光地域づくり団体等と連携して、実際の観光地で具体的なプロジェクトを遂行することを通じて実践力を培います。これらのカリキュラムによって、「価値を創造する力」「観光商品を作り上げる力」「戦略的に意思決定する力」「地域社会と協働的關係性を築く力」「社会課題を理解し、観光地を運営する力」を養い「観光地域マネジメント修士（専門職）」の学位取得を目指します。（上記は現時点で構想中の内容であり、正式な科目名などは変更の可能性があります）

このような専門職大学院が設置されることについて、貴団体のご意見を伺います。よろしくをお願いします。

なお、10月15日までに同封の返信用封筒でご返信いただくと幸いです。

#### 【アンケートに関する問合せ先】

和歌山大学観光学部分室

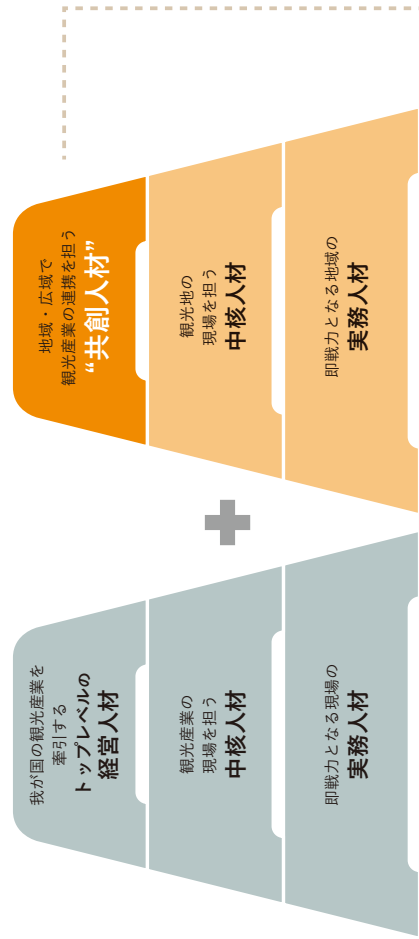
担当 池田憲司

TEL 073-457-8547

e-mail kanjimu@ml.wakayama-u.ac.jp



# 専門職大学院が目指すのは観光地域マネジメントにおける共創人材



## 観光・地域共創人材

未来の地域の姿をイメージしながら「住んでよし・訪れてよし」の地域を構築することを念頭に置き、自らが地域の観光ビジネスの主体となり、既存の観光ビジネスと連携することで地域の価値を最大化し、地域の経済活動を活性化させる**共創人材**が求められています。

「観光」を基軸とした自立・持続可能な地域振興の実現に向け、地域が直面するさまざまな問題・課題を多様な関係主体と連携して解決する**共創人材**を養成します。

### 養成する人材

DMO・DMCマネジャー候補  
(CEO, COO, CMO)  
観光経営コンサルタント  
観光産業マネージャー  
公務員

大学教員  
民間研究機関  
学芸員  
国際機関など

出口



オープン  
エデュケーション  
(本学の教育方針)



## 専門職大学院 観光地域マネジメント専攻

育成する5つの компетенシー (1.価値を創造する力、2.観光商品を作り上げる力、3.戦略的に意思決定する力、4.地域社会と協働的関係性を築く力、5.社会課題を理解し、観光地を運営する力) を留学と実践で。

### カリキュラム

- **基礎科目・感性と教養の涵養基礎科目**  
経営能力の基礎と価値を見出す感性を習得  
観光地事情、観光と危機管理、グループワーク手法、ホスピタリティ、ストーリーテリングなど
- **専門科目・実践科目**  
観光地域マネジメントに関する専門能力を習得。フィールドワーク、ワークショップ、シミュレーション、ロールプレイングの手法  
観光地マーケティング、ブランディング、観光ツアープランニング  
ビジュアルデザイン、フィルムスタディーズ、観光地プロデュース  
観光地域マネジメントの潮流  
観光地データ分析演習  
SNSマーケティング演習  
観光指標分析演習  
観光地経営戦略演習  
観光地域プロジェクト I, II
- **社会連携科目**  
ビジネスマインドを習得  
リーダーシップ、地域産業と観光 I, II、インターンシップ I, II

博士前期課程

博士後期課程

研究者養成に特化した  
クローバーシステムは教育へ改革

入口



入学者 (想定)

観光地域づくり法人(DMO)及び各種観光関連産業に従事する社会人

他大学の観光系学部在籍する現役学生および学内外の他学部現役学生

観光学部生 (留学生含む)

観光の学位取得を希望する社会人 (大学教員など)

専門職大学院に関するアンケート回答用紙

和歌山大学観光学部

該当する回答に○を付けてください。また自由記述にご記入ください。

1. 貴団体の種別を教えてください。

【国・都道府県・市町村・事務組合・観光協会・DMO・DMC・その他（ ）】

2. 貴団体において、観光地の経営を担うことができる人材に必要な知識や能力は何だと思いますか。必要だと思われる知識や能力について記載してください。  
(自由記述)

3. 貴団体において、観光地の経営を担うことができるマネジャー人材の必要性を感じていますか？

【とても感じている・やや感じている・どちらともいえない・やや感じていない・まったく感じていない】

4. 貴団体において、観光地の経営を担うことができるマネジャー人材は足りていますか？

【十分に足りている・やや足りている・どちらともいえない・やや不足している・まったく不足している】

※4. の質問において、マネジャー人材が「不足している」「非常に不足している」と答えた団体にお聞きします。

4-1. 不足している人数について、お答えください。

【1人・2人・3人・4～10人・11人以上】

5. 貴団体は、このアンケートで説明した本学の観光学の専門職大学院に関心がありますか？

【とてもある・ややある・どちらともいえない・あまりない・まったくない】

6. 本学の観光学の大学院のどこに関心や興味がありますか。関心や興味がある点やその理由等について記載してください。(自由記述)

( )

7. 貴団体にとって、本学の観光学の専門職大学院を修了した学生を採用する意向はありますか？

【とてもある・ある・条件が許せばある・現時点ではわからない・ない】

※7. の質問において採用の意向が「とてもある」「ある」「条件が許せばある」と答えた団体にお聞きします。

7-1. 採用時期はいつごろ、何人になるでしょうか？

【すぐにでも・3年以内・5年以内・10年以内・現時点ではわからない】

【1人・2人・3人以上（ 人程度）】

※7. の質問において採用の意向が「条件が許せばある」と答えた団体にお聞きします。

7-2. その条件とは具体的にどのようなものでしょうか？(自由記述)

( )

8. 貴団体の職員を本学の観光学の専門職大学院へ進学（研修派遣）させる意向はありますか？

【とてもある・ある・条件が許せばある・現時点ではわからない・ない】

※8. の質問において進学（研修派遣）の意向が「とてもある」「ある」「条件が許せばある」と答えた団体にお聞きします。

8-1. 研修派遣はいつごろ、何人になるでしょうか？

【すぐにでも・3年以内・5年以内・10年以内・現時点ではわからない】

【1人・2人・3人以上（　　人程度）】

※8. の質問において進学（研修派遣）の意向が「条件が許せばある」と答えた団体にお聞きします。

8-2. その条件とは具体的にどのようなものでしょうか？（自由記述）

( )

以上で終わりです。ご回答ありがとうございました。

10月15日までに同封の返信用封筒で、ご返信いただけると幸いです。

# ■ 地域連携及び外部資金獲得状況

観光学部の地域での研究活動は「観光」「文化・歴史」「地域再生」「地域における国際交流」等多岐にわたり、和歌山県、泉南市、飯田市、与論島等の自治体及び加太観光協会、JAわかやま、紀州田辺うめ振興協議会等の地域産業と多くの共同・受託研究を行い、地域活性化に向けた取り組みを行っている。

件数

	H27	H28	H29	H30	H31	R2
共同研究	9	5	6	2	8	10
受託研究	5	6	1	1	4	1
受託事業	0	1	2	1	1	2
補助金	2	3	5	5	2	1
寄付金	2	4	1	3	3	2
合計	18	19	15	12	18	16

年平均 16件

## R2年度の主な共同研究・受託研究のテーマ

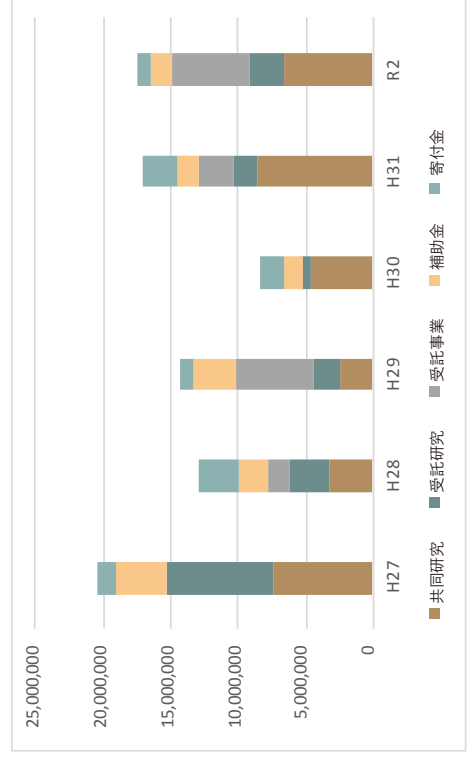
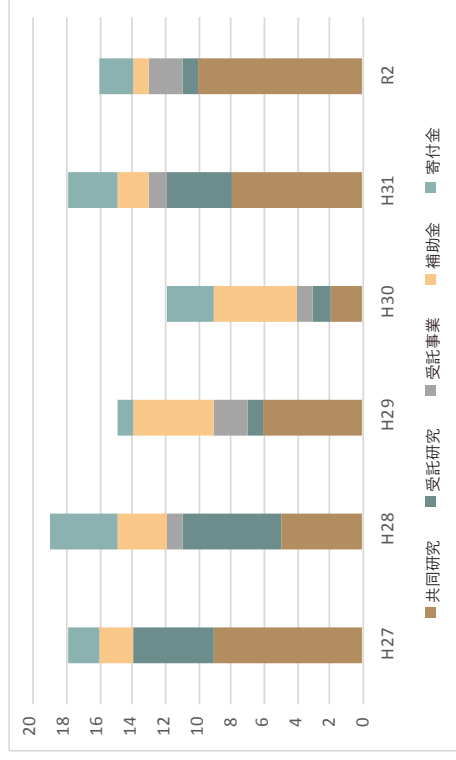
- 岩出市 岩出市ローカルブランディング計画におけるモデルルート等の開発
- 泉南市 国際的スポーツエリア「SENNAN CAMP」創造事業に関する調査研究
- 紀陽銀行 高野山観光ビッグデータ分析
- 阪急交通社 ヴァーチャル・リアリティを使った非日常な観光地の研究
- JTB総合研究所 日本版持続可能な観光指標(仮称)のモデル地区における運用に関する調査業務

金額

(単位：円)

	H27	H28	H29	H30	H31	R2
共同研究	7,561,000	3,312,000	2,398,010	4,690,000	8,510,000	6,585,000
受託研究	7,886,000	2,981,029	2,064,000	515,000	1,890,000	2,650,303
受託事業	0	1,590,628	5,782,000	100,000	2,474,854	5,710,000
補助金	3,800,000	2,000,000	2,991,390	1,274,821	1,600,000	1,500,000
寄付金	1,250,000	3,120,000	980,000	1,800,000	2,563,000	1,000,000
合計	20,397,000	13,003,657	14,215,400	8,379,821	17,037,854	17,445,303

年平均 1500万円



日 本 版

# 持続可能な観光ガイドライン

Japan Sustainable Tourism Standard for Destinations

◀JSTS-D▶



付録

持続可能な観光に関する用語集／デスティネーションプロフィール／「日本版持続可能な観光ガイドライン (JSTS-D)」のロゴマーク使用申請書／GSTC-D-2.0 の和訳／持続可能な観光指標に関するアンケート調査結果／持続可能な観光の実現に向けた先進事例集／【訪日外国人旅行者向け】マナー啓発用 看板、ステッカー、チラシ等 先行事例リンク集

観光庁・UNWTO 駐日事務所

2020年6月  
設置の趣旨等(資料) 19

# 日本版持続可能な観光ガイドライン

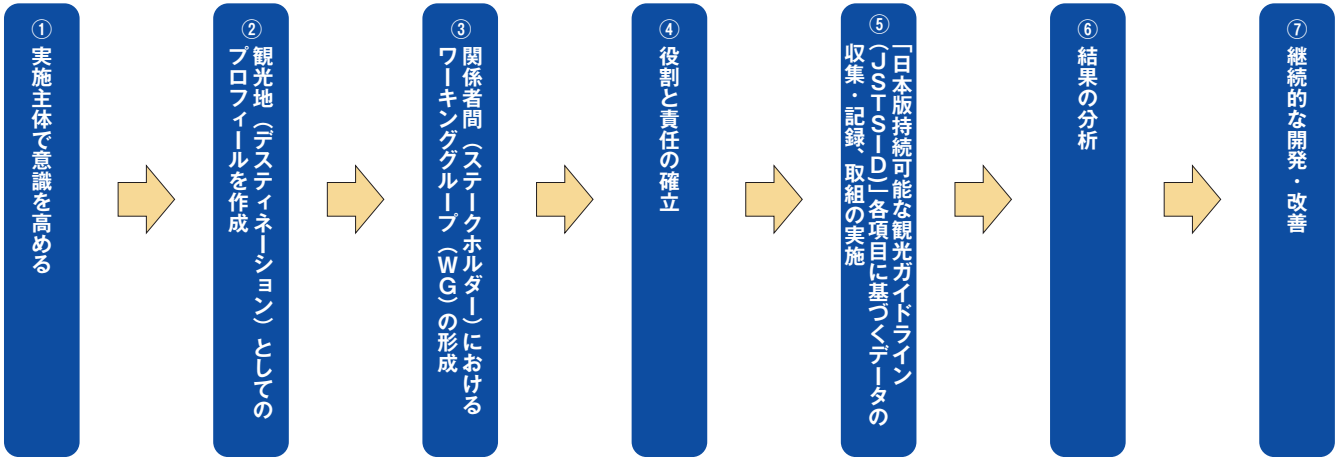
(Japan Sustainable Tourism Standard for Destinations, JSTSD)

## 目 次

「日本版持続可能な観光ガイドライン (JSTSD)」発行に寄せて	2
「日本版持続可能な観光ガイドライン (JSTSD)」について	4
1. はじめに	5
2. 「日本版持続可能な観光ガイドライン (JSTSD)」とは	6
(1) 「日本版持続可能な観光ガイドライン (JSTSD)」開発の背景と目的 コラム (SDGsと観光)	
(2) 「日本版持続可能な観光ガイドライン (JSTSD)」のベースとなる国際指標GSTC-D GSTC-Dの特徴	
(3) 国際基準に準拠し、日本の特性に合わせた「日本版持続可能な観光ガイドライン (JSTSD)」	
3. 「日本版持続可能な観光ガイドライン (JSTSD)」の役割 (活用の効果)	9
(1) 自己分析ツール (観光政策の決定、観光計画の策定に資するガイドラインとして活用)	
(2) コミュニケーションツール (地域が一体となって持続可能な観光地域づくりに取り組む契機に)	
(3) プロモーションツール (観光地域としてのブランド化、国際競争力の向上) コラム (GSTCはJSTSDに大きな期待を表明) 「日本版持続可能な観光ガイドライン (JSTSD)」ロゴマークの活用について	
4. 実施主体における指標の取扱い ～取り組む前の心構え～	14
5. 各項目をクリアする要領 (国際的な評価の向上、認証の目指し方) ～取組中の心構え～	14
6. 指標導入のステップ	15
7. 指標活用要領	18
コラム (持続可能な観光指標を活用した観光地マネジメントの推進に係るUNWTO駐日事務所と自治体等の役割)	
8. データ収集に当たっての収集要領・着眼点	21
9. 「日本版持続可能な観光ガイドライン (JSTSD)」の読み方	22
10. 「日本版持続可能な観光ガイドライン (Japan Sustainable Tourism Standard for Destinations, JSTSD)」	23
11. 終わりに	82
<b>〔付録〕</b>	
付録1 持続可能な観光に関する用語集	83
付録2 デスティネーションプロフィール	87
付録3 「日本版持続可能な観光ガイドライン (JSTSD)」のロゴマーク使用申請書	93
付録4 GSTC-D-2.0 の和訳	95
付録5 持続可能な観光指標に関するアンケート調査結果	109
付録6 持続可能な観光の実現に向けた先進事例集	119
付録7 【訪日外国人旅行者向け】マナー啓発用 看板、ステッカー、チラシ等 先事例リンク集	141
自治体や観光地域づくり法人 (DMO) 等が「日本版持続可能な観光ガイドライン (JSTSD)」に 取り組むべき7つの理由	148

## 6. 指標導入のステップ

地域で「日本版持続可能な観光ガイドライン（JSTS-D）」の趣旨を理解し、それに基づいた取組を実施することを決定したら、導入に向けて以下の手順を進めるとよい。



### ① 実施主体での意識を高める

「日本版持続可能な観光ガイドライン（JSTS-D）」を活用することについて、できるだけ多くの関係者（ステークホルダー）に伝えることが重要である。取組への参加者を増やし、地域における持続可能な観光へのコミットメントを認識させることによって、指標に基づいて実施する取組への参加、協力を促すことができる。

### ② 観光地（デスティネーション）としてのプロフィールを作成

観光地（デスティネーション）としてのプロフィールを作成し、関係者（ステークホルダー）間で共有する。これにより、関係者が共通認識を持って取組にあたることことができる。（7. 指標活用要領【スタート】参照）

自治体コード: \_\_\_\_\_  
 デスティネーション・プロフィール 最終更新日: \_\_\_\_\_

情報概要	
デスティネーション名	デスティネーションタイプ: 都市 歴史文化 自然 温泉 リゾート
代表住所	代表電話番号
地理的情報	
所属する地方自治体の名称	DMOの名称・設置年
人口	都市部が占める人口
土地利用状況	森林
特徴的な自然環境	気候
気象	降雪日数
観光の得意	
環境	
年別CO2排出量 (D12)	持続可能な観光ガイドライン (A2)
環境負荷の少ない交通の利用プログラム (D13)	ステークホルダーワーキンググループ (A2)
有・無	景観保全条例・計画 (C1)
社会	
持続可能な観光ガイドライン (A2)	地域経済循環分析 (B1)
有・無	手段: N/SAS/EMCase/その他
有・無	平均観光消費額 (B1)
経済	
有・無	有・無
有・無	有・無
交通	
主要な鉄道駅	最寄りの国内空港 (航空会社)
バス運行会社	最寄りの国際空港
主要タクシー乗り場	フェリー・船乗り場 (クルーズ会社)
観光	
宿泊業・飲食サービス業雇用者数 (B1)	人 (男女比 : )
月別観光客推計 (百人) (A11)	
年別観光客推計 (百人) (A11)	
観光客の主要な来訪目的 (上位5つ) (A11)	
外国人宿泊客の主な国 (上位5か国) (A11)	
主な宿泊施設収容力 (A11)	

※ 各欄に記載されている (D12)、(A2) 等の表記は、「日本版持続可能な観光ガイドライン (JSTS-D)」の項目番号を示す。

担当者情報			
担当部署	部署名	メールアドレス	
担当者	役職 氏名	電話番号	
持続可能性・持続可能な観光に関する研修・セミナーの記録			
年	月	日	
			研修名と主な内容
			参加者数
			主催者

※原紙は巻末付録2を参照



## ディプロマポリシー

**DP1 観光倫理と持続可能性の理解**  
 観光地の地域課題および地球規模の社会課題に対し観光が果たしうる役割について、観光倫理と持続可能性の視座を通じて深い理解を有している。

**DP2 地域価値の創造実現能力**  
 地域が有する顕在的・潜在的な観光資源を基礎として、地域の社会的価値を創造し具現化する能力を備えている。

**DP3 地域社会との協働的関係性構築能力**  
 自立し持続可能な観光地域の表現に向けた共通目標設定のため、地域社会との建設的なコミュニケーションに基づく協働的関係性の構築能力を備えている。

**DP4 データ分析に基づく戦略的意思決定能力**  
 観光地域マネジメントに必要な情報となる情報を効率的に収集整理した上で、定量的・定性的手法によるデータ分析を実施し、戦略的意思決定を先導する能力を備えている。

## カリキュラムポリシー

**CP1 基盤科目**  
 地域課題や社会課題を理解し、地域の資源から社会的価値を見出すとともに、それらに対応した観光地域マネジメントに必要な基礎的な概念・知識・能力を身につけるための基盤科目を置く。

**CP2 専門科目**  
 地域社会との協働により、地域固有の観光資源を地域の社会的価値として磨き上げ、高付加価値・革新的な観光地域の実現を目指すための専門的な知識を学ぶ専門科目を置く。

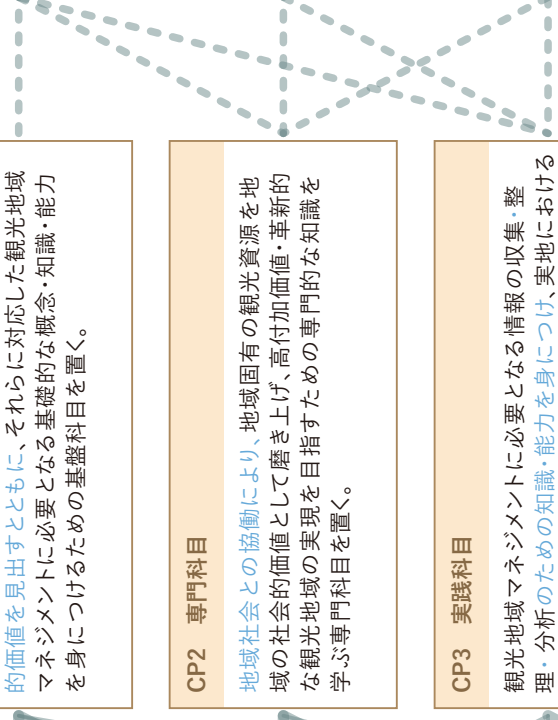
**CP3 実践科目**  
 観光地域マネジメントに必要な情報となる情報の収集・整理・分析のための知識・能力を身につけ、実地におけるプロジェクトの実践を通じて観光地域の戦略的意思決定を総合的に学ぶ実践科目を置く。

## アドミッションポリシー

**AP1 志望分野の基礎能力・実践知**  
 観光地域マネジメントに関する高度な専門性を身につける基礎となる知識・技能・能力を有する人。地域での活動経験を通して実践知のある人。

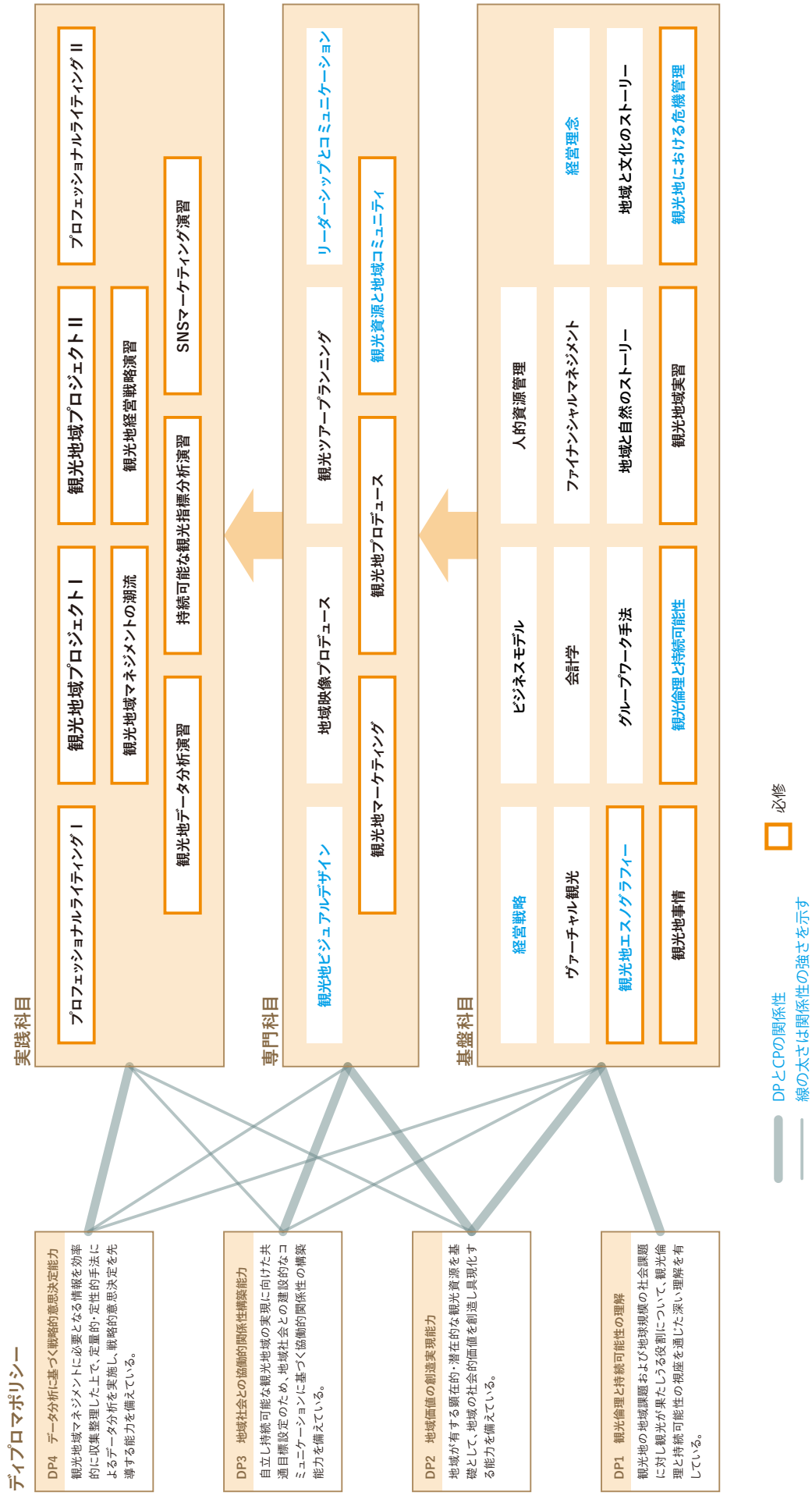
**AP2 地域の発展に寄与する使命感**  
 主体的に新しいことに挑戦し、観光地域マネジメント分野において社会に貢献しようとする意欲や態度を有する人。

**AP3 問題意識**  
 明確な問題意識を持ち、他者と協働して観光地域マネジメント分野における課題解決や地域の新たな価値創造に取り組む意欲や態度を有する人。



● DPとCPの関係性  
 — 線の太さは関係性の強さを示す

--- CPとAPの関係性



■専門職大学院カリキュラムマップ

区分	授業科目名	DP1	DP2	DP3	DP4
基盤科目	☆観光地事情	◎			
	☆観光倫理と持続可能性	◎			
	☆観光地域実習	◎			
	☆観光地における危機管理	◎			
	グループワーク手法			○	
	☆観光地エスノグラフィー		◎	○	
	地域と自然のストーリー		◎	○	
	地域と文化のストーリー		◎	○	
	ヴァーチャル観光		◎		
	会計学				○
	ファイナンシャルマネジメント				○
	経営理念				○
	経営戦略				○
	ビジネスモデル				○
人的資源管理				○	
専門科目	☆観光地マーケティング		◎		○
	観光地ビジュアルデザイン		◎		
	☆観光地プロデュース		◎		
	地域映像プロデュース		◎		
	観光ツアープランニング		◎		
	☆観光資源と地域コミュニティ		○	◎	
	リーダーシップとコミュニケーション			◎	○
実践科目	☆観光地データ分析演習				◎
	☆持続可能な観光指標分析演習				◎
	☆SNS マーケティング演習				◎
	☆観光地域マネジメントの潮流				◎
	☆観光地経営戦略演習		○	○	◎
	☆プロフェッショナルライティング I		○	○	◎
	☆観光地域プロジェクト I		○	○	◎
	☆観光地域プロジェクト II		○	○	◎
	☆プロフェッショナルライティング II		○	○	◎

☆必修科目

# ■ 大学院観光学研究科改編計画

## 観光学研究科（前期）の現状

- 多様な学問分野を融合した一専攻
- 学際的に観光学を学修・研究できる環境
- 現カリキュラムは修士論文の完成を目標に學術研究（研究者養成）に重点
- 様々な進路を希望する大学院生が一専攻に混在
- より実践的な学びを求める学生が一定数存在している
- 自治体職員の入学者が増加中  
自治体は研究より実務に期待

## 現状

博士（観光学）

国際的観光学研究  
の拠点としての成果

博士後期  
6名(博士)

博士前期  
14名(修士)

修士（観光学）

## 観光地域マネジメント専攻（専門職）新設と博士課程の2本立てに改組

### 観光地域マネジメント専攻新設の目的

- (学生)
- 修了後のキャリアの明確化
  - 多様な主体(社会人・地域・観光関連産業)と協力して学べる環境
  - 実務家による実践的な教育機会の獲得
  - 観光業界の中の人脈構築
- (組織)
- 産業界・地域との連携強化
  - 実践的な教育で学部との連携強化

### 博士課程の目的

- (学生)
- 研究者へのキャリアパスの提供
  - 将来の博士論文執筆に必要な学術的なスキルの獲得
  - 研究業界の中の人脈構築
- (組織)
- 他大学・研究機関との連携強化
  - 研究力の向上
  - 理論的な教育で学部との連携強化

## 令和5年4月以降（予定）

博士（観光学）

国際的観光学研究  
の拠点  
+  
実践知を携えた  
プロフェッショナルの育成

修了生の声  
全修了生への調査  
(R1.7月)

- 大半が今の仕事に役立つと評価
- 一部、経営・マーケティング、分析ツールをより学びたかった
- 人脈を在学中に構築したかった

期待

専門職大学院  
観光地域  
マネジメント専攻  
10名(専門職修士)

観光地域マネジメント修士（専門職）

博士後期  
6名(博士)

博士前期  
6名(修士)

専門職大学院設置を機に、研究者養成に特化したグローバルスタンダードな教育に改革

博士後期から入学を希望する一定のニーズがあるため区分制を継続

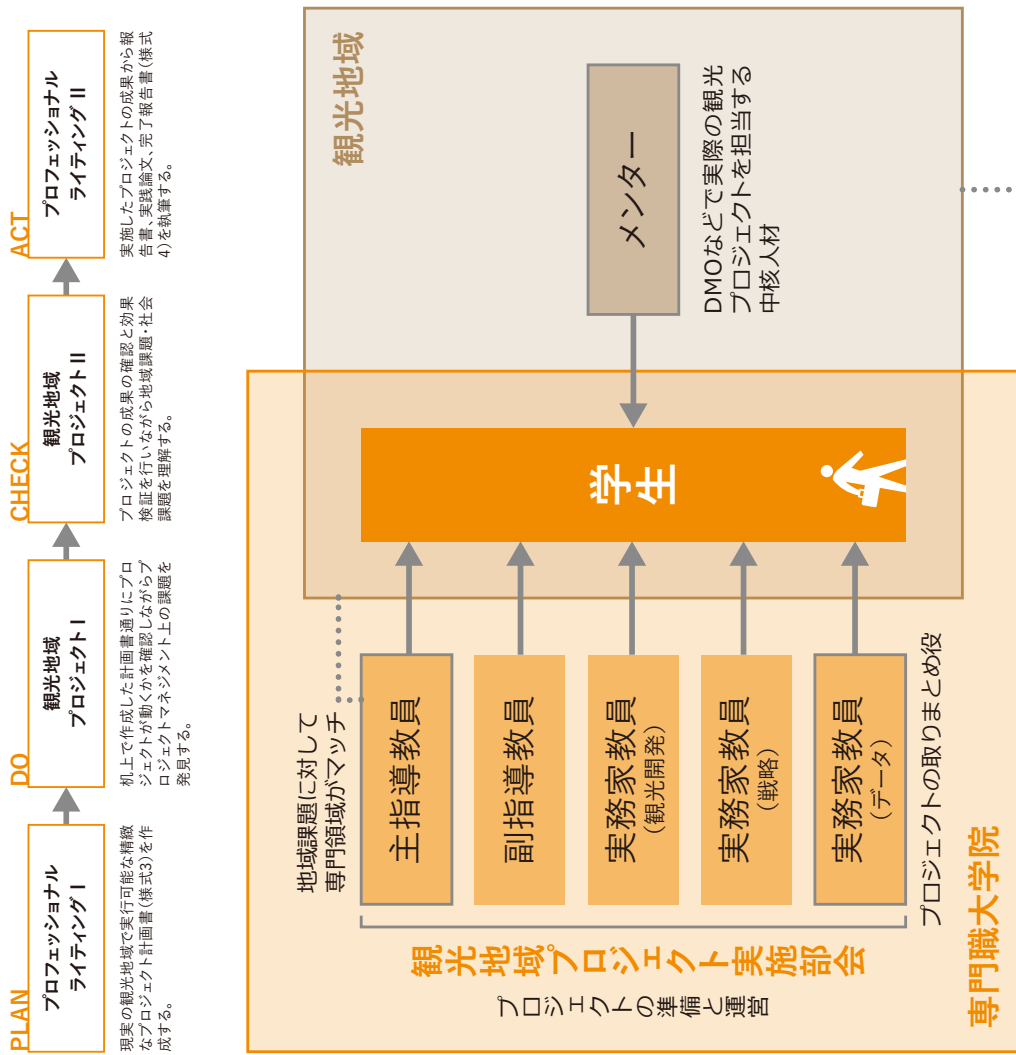
# ■プロフェッショナルライティングI・II / 観光地域プロジェクトI・IIの具体的なスケジュール

事前準備 1Q	観光地域と大学院で翌年度のプロジェク トの計画づくりに着手	実施計画書(様式1)、募集要項(様式2)とケー ス教材の作成	募集要項(様式2)を学生に揭示、 プロジェクト説明会を開催	実習地域の確定
	学生	観光地域実習などを通じて複数の実習地に関心を持 つ。	指導教員と実務家教員と面談をしながら希望届を提 出	観光地経営戦略演習の中で実習地のケース教材を 学ぶ。2期生以降は上回生のプロジェクト発表会に 参加し、プロジェクトへの関心を高める。

5Q	プロフェッショナル ライティングI	現実の観光地域で実行可能な精緻なプロ ジェクト計画書(様式3)を作成する	観光地域プロジェクトI	観光地域プロジェクトII	プロフェッショナル ライティングII	
	8回目	1~7回目 <演習> ■ガイダンス、当該観光地の現状と課 題の把握 ■プロジェクトの目的 ■プロジェクトのスコープとゴール ■プロジェクトのコスト ■プロジェクトのスケジュール ■プロジェクトの体制と品質マネジ メント ■プロジェクトのコミュニケーションと リスク対策 実際の受け入れ先からあった要望に基 づいた企画とプロジェクト計画書の執 筆を学び、現地と連携しながら実務レ ベルのものへと仕上げる。	4週目 <実習> ■観光地域でプロジェクトを実施 <演習> ■プロジェクトの準備状況のディス カッション ■プロジェクトの進捗状況の報告と ディスカッション ■プロジェクトの進捗状況の報告およ び課題解決に向けたディスカッショ ン 受講者全員の参加によるオンライン授 業(土曜日) 担当教員による実地での指導	4週目 <実習> ■観光地域でプロジェクトを実施 <演習> ■プロジェクトの効果検証のためディ スカッション ■プロジェクトの成果と効果検証の ディスカッション ■見出された地域課題・社会課題の ディスカッション 受講者全員の参加によるオンライン授 業(土曜日) 担当教員による実地での指導	1~7回目 <演習> ■ガイダンス、報告書、実践論文の書 き方(合同授業) ■報告書のための個人指導(1) ■報告書のための個人指導(2) ■報告書のための個人指導(3) ■中間発表(合同授業) ■実践論文のための個人指導(1) ■実践論文のための個人指導(2) 観光地域プロジェクトA,Bの成果につ いてプロジェクト報告書と実践論文と して、教員の指導の下、執筆される。	8回目 専門職大学院プロジェクト報告会
6Q		4週目 <実習> ■観光地域でプロジェクトを実施 <演習> ■プロジェクトの準備状況のディス カッション ■プロジェクトの進捗状況の報告と ディスカッション ■プロジェクトの進捗状況の報告およ び課題解決に向けたディスカッショ ン 受講者全員の参加によるオンライン授 業(土曜日) 担当教員による実地での指導	4週目 <実習> ■観光地域でプロジェクトを実施 <演習> ■プロジェクトの効果検証のためディ スカッション ■プロジェクトの成果と効果検証の ディスカッション ■見出された地域課題・社会課題の ディスカッション 受講者全員の参加によるオンライン授 業(土曜日) 担当教員による実地での指導	4週目 <実習> ■観光地域でプロジェクトを実施 <演習> ■プロジェクトの効果検証のためディ スカッション ■プロジェクトの成果と効果検証の ディスカッション ■見出された地域課題・社会課題の ディスカッション 受講者全員の参加によるオンライン授 業(土曜日) 担当教員による実地での指導	4週目 <実習> ■観光地域でプロジェクトを実施 <演習> ■プロジェクトの効果検証のためディ スカッション ■プロジェクトの成果と効果検証の ディスカッション ■見出された地域課題・社会課題の ディスカッション 受講者全員の参加によるオンライン授 業(土曜日) 担当教員による実地での指導	7Q
7Q		4週目 <実習> ■観光地域でプロジェクトを実施 <演習> ■プロジェクトの準備状況のディス カッション ■プロジェクトの進捗状況の報告と ディスカッション ■プロジェクトの進捗状況の報告およ び課題解決に向けたディスカッショ ン 受講者全員の参加によるオンライン授 業(土曜日) 担当教員による実地での指導	4週目 <実習> ■観光地域でプロジェクトを実施 <演習> ■プロジェクトの効果検証のためディ スカッション ■プロジェクトの成果と効果検証の ディスカッション ■見出された地域課題・社会課題の ディスカッション 受講者全員の参加によるオンライン授 業(土曜日) 担当教員による実地での指導	4週目 <実習> ■観光地域でプロジェクトを実施 <演習> ■プロジェクトの効果検証のためディ スカッション ■プロジェクトの成果と効果検証の ディスカッション ■見出された地域課題・社会課題の ディスカッション 受講者全員の参加によるオンライン授 業(土曜日) 担当教員による実地での指導	4週目 <実習> ■観光地域でプロジェクトを実施 <演習> ■プロジェクトの効果検証のためディ スカッション ■プロジェクトの成果と効果検証の ディスカッション ■見出された地域課題・社会課題の ディスカッション 受講者全員の参加によるオンライン授 業(土曜日) 担当教員による実地での指導	8Q
8Q		8回目 計画書の発表	4週目 <実習> ■観光地域でプロジェクトを実施 <演習> ■プロジェクトの準備状況のディス カッション ■プロジェクトの進捗状況の報告と ディスカッション ■プロジェクトの進捗状況の報告およ び課題解決に向けたディスカッショ ン 受講者全員の参加によるオンライン授 業(土曜日) 担当教員による実地での指導	4週目 <実習> ■観光地域でプロジェクトを実施 <演習> ■プロジェクトの効果検証のためディ スカッション ■プロジェクトの成果と効果検証の ディスカッション ■見出された地域課題・社会課題の ディスカッション 受講者全員の参加によるオンライン授 業(土曜日) 担当教員による実地での指導	4週目 <実習> ■観光地域でプロジェクトを実施 <演習> ■プロジェクトの効果検証のためディ スカッション ■プロジェクトの成果と効果検証の ディスカッション ■見出された地域課題・社会課題の ディスカッション 受講者全員の参加によるオンライン授 業(土曜日) 担当教員による実地での指導	8Q

# プロフェッショナルライティングII / 観光地域プロジェクトIIの概要と体制

DMO などの観光地域団体が抱えるリアルな課題に対して、キャンパスで学んできた知見をもとに、教員とメンターのチーム指導のもと学生がプロジェクト計画を立て（プロフェッショナルライティング I）、計2ヶ月間、観光地域でリアルなプロジェクトを実施し（観光地域プロジェクト I,II）、報告書にまとめ実践論文として発表する（プロフェッショナルライティング II）。



## ✈️ KIX泉州ツーリズムビューロー（地域連携DMO）の場合

概要：外国人が関西国際空港から入国しているが、泉州地域は「通過」されてしまっている。そこで、泉州域内を周遊するツアーの造成・販売をすることで、域内消費を促すプロジェクトを実施する。

ステークホルダー：自治体13市町、関西エアポート株式会社、大阪観光局、otomo株式会社

修得できる能力：

- 地域資源を見極め、観光資源化することを通じて、地域の社会的価値を創造する実践的なスキルを得ることができる DP2
- 多くのステークホルダーと実際に関わることを通じて、高度な調整能力を得ることができる DP3

□ 大阪観光局が有するDMP (Data management platform) を利用できるため、モバイル空間データ統計や、クレジットカード利用データなどのビッグデータに触れることができ、実際のデータに基づき、戦略策定をする経験を得ることができる DP4

## ✈️ 株式会社南紀白浜エアポート（地域連携DMO）の場合

概要：地域連携DMOである株式会社南紀白浜エアポートの誘客・地域活性化室で、持続可能な稼げる地域づくりに向けた地域マーケティング・マネジメントの実践業務に従事する。

ステークホルダー：自治体10市町村、地域DMO（田辺市熊野ツーリズムビューローほか2地域DMO）、和歌山県内の観光関連産業、一次産業事業者ほか

修得できる能力：

- 戦略的な地域マーケティングの実践により、地域が有する顕在的・潜在的な観光資源を基礎として、地域の社会的価値を創造し具現化する能力 DP2
- 地域事業者と有機的に連携した地域マネジメントの実践により、自立し持続可能な観光地域の実現に向けた共通目標設定のため、地域社会との建設的なコミュニケーションに基づき協働的関係性の構築能力 DP3
- 地域課題をビジネスで解決することに向けて、観光地域マネジメントに必要な情報を効率的に収集整理した上で、定量的・定性的手法によるデータ分析を実施し、戦略的意思決定を先導する能力 DP4

# 観光地域プロジェクト工程表

## 観光地域プロジェクトI (机上で作成した計画書通りにプロジェクトが動くかを確認しながらプロジェクトマネジメント上の課題を発見する実習・演習科目)

タイミン	概要	授業の形態	主指導教員	副指導教員	実務家(データ)	実務家(観光開発)	実務家(戦略)	メンター	学生の学修の内容
6Q-1-1-1	観光地域でプロジェクトを実施	実習	現地訪問	現地訪問	現地訪問	遠隔で指導	遠隔で指導	現場での助言	「プロジェクト計画書」(様式3)をもとに実習地のDMOなどでプロジェクト開始のための現場での準備をする
6Q-1-1-2	プロジェクトの準備状況のデイスカッション	演習	学術面から指導	学術面から指導	DMOの視点から指導・司会	DMOの視点から指導	経営者の視点から指導		他地域で展開中の各プロジェクトと準備状況について議論・情報交換をする
6Q-2-1	観光地域でプロジェクトを実施	実習	遠隔で指導	遠隔で指導	現地訪問	現地訪問	遠隔で指導	現場での助言	「プロジェクト計画書」をもとにプロジェクトを開始する
6Q-2-2	プロジェクトの進捗状況の報告とデイスカッション	演習	学術面から指導	学術面から指導	DMOの視点から指導・司会	DMOの視点から指導	経営者の視点から指導		他地域で展開中の各プロジェクトと進捗状況について議論・情報交換をする
6Q-3-1	観光地域でプロジェクトを実施	実習	遠隔で指導	遠隔で指導	現地訪問	現地訪問	遠隔で指導	現場での助言	プロジェクトを実施しながら発生する諸課題を抽出する
6Q-3-2	プロジェクトの進捗状況の報告および課題解決に向けたデイスカッション	演習	学術面から指導	学術面から指導	DMOの視点から指導・司会	DMOの視点から指導	経営者の視点から指導		他地域で展開中の各プロジェクトと課題とその解決について議論・情報交換をする
6Q-4-1	観光地域でプロジェクトを実施	実習	遠隔で指導	遠隔で指導	現地訪問	現地訪問	遠隔で指導	現場での助言	プロジェクトを実施しながら諸課題を解決、当初計画の見直しをする
6Q-4-2	観光地域プロジェクト発表会	演習	学術面から講評・評価	学術面から講評・評価	DMOの視点から講評・評価	DMOの視点から講評・評価	経営者の視点から講評・評価	観光地域の視点から講評	プロジェクトを実施した結果発生した諸課題にどう取り組んだか、また、暫定的な成果をプレゼンする

## 観光地域プロジェクトII (プロジェクトの成果の確認と効果検証を行ないながら地域課題や社会課題を深く理解する実習・演習科目)

タイミン	概要	授業の形態	主指導教員	副指導教員	実務家(データ)	実務家(観光開発)	実務家(戦略)	メンター	学生の学修の内容
7Q-1-1	観光地域でプロジェクトを実施	実習	現地訪問	現地訪問	現地訪問	遠隔で指導	遠隔で指導	現場での助言	プロジェクトで修正した計画書をもとにゴールに向けてプロジェクトを実施、効果検証のためのデータ取得などを準備する
7Q-1-2	プロジェクトの効果検証のためデイスカッション	演習	学術面から指導	学術面から指導	DMOの視点から指導・司会	DMOの視点から指導	経営者の視点から指導		他地域で展開中の各プロジェクトと効果検証を行うための準備についての議論・情報交換をする
7Q-2-1	観光地域でプロジェクトを実施	実習	遠隔で指導	遠隔で指導	現地訪問	現地訪問	遠隔で指導	現場での助言	ゴールに向けてプロジェクトを実施、効果検証のためのデータ取得しながら予備解析をする
7Q-2-2	プロジェクトの成果と効果検証のデイスカッション	演習	学術面から指導	学術面から指導	DMOの視点から指導・司会	DMOの視点から指導	経営者の視点から指導		他地域で展開中のプロジェクトと効果検証の予備解析についての議論・情報交換をする
7Q-3-1	観光地域でプロジェクトを実施	実習	遠隔で指導	遠隔で指導	現地訪問	現地訪問	遠隔で指導	現場での助言	ゴールに向けてプロジェクトを実施、効果検証のためのデータ取得と解析、暫定的な成果を整理する
7Q-3-2	見出された地域課題・社会課題のデイスカッション	演習	学術面から指導	学術面から指導	DMOの視点から指導・司会	DMOの視点から指導	経営者の視点から指導		他地域で展開中のプロジェクトとの効果検証の解析と暫定成果についての議論・情報交換をする
7Q-4-1	観光地域でプロジェクトを実施	実習	遠隔で指導	遠隔で指導	現地訪問	現地訪問	遠隔で指導	現場での助言	効果検証と成果をまとめ、プロジェクトを完了、資料整理などを行い撤回作業をする
7Q-4-2	観光地域プロジェクトII発表会	演習	学術面から講評・評価	学術面から講評・評価	DMOの視点から講評・評価	DMOの視点から講評・評価	経営者の視点から講評・評価	観光地域の視点から講評	プロジェクトを実施した結果の成果と効果検証をプレゼン、深い分析・考察はプロフェッショナルライティングBに引き継ぐ

実習は平日に1日8時間週4日、演習は夜間・週末に週2時間開講

## 和歌山大学大学院観光学研究科地域マネジメント専攻の観光地域プロジェクトI・IIIに関する覚書

和歌山大学大学院観光学研究科地域マネジメント専攻（以下「専門職大学院」という。）と観光地域づくり法人〇〇（以下「DMO等」という。）は、専門職大学院の学生がDMO等においてDMO等の実務に従事することにより行う実習による授業科目（以下「観光地域プロジェクトI・II」という。）の実施について、以下のとおり合意する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、専門職大学院の学生に対して行われる観光地域プロジェクトI・IIを専門職大学院とDMO等が連携して行うことに関する基本的事項を取り決めることを目的として、締結する。

### （実施計画）

第2条 観光地域プロジェクトI・IIの円滑な実施のため、専門職大学院はDMO等と協議の上、実施計画と募集要項を書面で作成するものとする。

2 実施計画には、以下の事項を記載する。

- ① 実習の概要
- ② 主たる実習場所
- ③ 受け入れる学生の数
- ④ メンター（実習指導者）の配置
- ⑤ 学生に対する実習手当及び交通費等の取扱い
- ⑥ その他の観光地域プロジェクトI・IIの実施に必要な事項

3 DMO等は、実施計画に従い、専門職大学院と連携して観光地域プロジェクトI・IIを実施するものとする。

4 DMO等は、専門職大学院の求めがあったときは、あらかじめ専門職大学院とDMO等が協議して定める方法により、業務の進捗状況について報告するものとする。

### （費用負担）

第3条 観光地域プロジェクトI・IIIに関する費用の負担は、あらかじめ専門職大学院とDMO等が協議の上決定する。

### （指揮命令）

第4条 DMO等は、実施計画に定める内容を超えて、DMO等の指揮命令下で学生又は専門職大学院の教員に労務の提供をさせてはならないものとする。

### （DMO等秘密の取扱い）

第5条 専門職大学院は、学生が観光地域プロジェクトI・IIの実施に伴い知得したDMO等の業務・契約・取引先・顧客（利用者）等に関する情報であって、秘密又はこれと同等の表示がなされた上で開示されたもの（以下「DMO等秘密」という。）を、書面によるDMO等の事前の同意を得ることなく、観光地域プロジェクトI・IIの期間中及び終了後に、第三者に漏洩させない義務を負う。

2 専門職大学院は、DMO等の事前の同意を得て、観光地域プロジェクトI・IIに関する報告に必要な範囲で、DMO等秘密を学生に開示させることができる。

3 専門職大学院は、学生が口頭又は書面でした前項の報告のDMO等秘密について、第三者に漏洩しない義務を負う。

### （秘密等の返還義務）

第6条 専門職大学院及びDMO等は、観光地域プロジェクトI・IIが終了したとき若しくはこの協定の有効期間を満了したとき、又は相手方から返還等の要求があったときは、相手方の秘密及び相手方から貸与された情報等について、相手方の指示に従い、必ず返還、廃棄又は消去する



ものとする。

(知的財産権)

第7条 観光地域プロジェクトI・IIの実施の過程で、DMO等の指導により学生が創出した発明等に係る知的財産権は、DMO等に帰属するものとする。

2 DMO等は、学生が創出した発明等に関わる知的財産権に対し、DMO等の社内規程に基づき、応分の報奨を学生に付与するものとする。

3 専門職大学院は、専門職大学院又は学生が学会発表、論文発表その他の方法により第1項に規定する発明等について第三者に公表・開示しようとする場合は、事前にDMO等の同意を得るものとする。

(改善)

第8条 専門職大学院及びDMO等は、観光地域プロジェクトI・IIの改善の必要があると認めるときは、相手方に改善の協議を申し入れることができ、申し入れられた相手方は必ず協議に応じるものとする。

(委託の禁止)

第9条 DMO等は、事前に専門職大学院及びDMO等の協議の上で大学の書面による承諾を得た場合を除き、業務の一部又は全部の実施を第三者に委託することはできない。

(権利・義務の譲渡の禁止)

第10条 専門職大学院及びDMO等は、事前に双方協議の上で相手方の書面による承諾を得た場合を除き、この協定上の権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継してはならない。

(安全衛生)

第11条 専門職大学院及びDMO等は、観光地域プロジェクトI・II中の学生の災害を防止するために、双方協力するとともに、学生に自己の安全に十分に留意させるものとする。

2 DMO等は、専門職大学院と連携して、事前に双方協議の上で決定した災害防止等に必要な講習その他安全衛生管理の措置をあらかじめ講ずるものとする。

(実習中の災害補償及び損害賠償責任)

第12条 専門職大学院は、観光地域プロジェクトI・II中の事故等により、学生が傷害を負った場合又は学生がDMO等の従業員等若しくは第三者へ損害を与えた場合等に備え、学生に「学生教育研究災害傷害保険」及び「学生教育研究賠償責任保険」へ加入させなければならない。当該保険の加入に関して必要な手続は専門職大学院が行う。

2 学生の観光地域プロジェクトI・II中の事故等については、DMO等の故意又は重過失による場合を除き、学生が加入する保険をもって補償に充てるものとする。

3 学生が観光地域プロジェクトI・II中にDMO等又は第三者へ損害を与えた場合は、学生の故意又は重過失による場合を除き、学生が加入する保険をもって補償に充てるものとする。

(損害賠償)

第13条 専門職大学院及びDMO等は、相手方がこの協定に違反し、または相手方の責めに帰すべき事由により損害を被ったときは、その損害の賠償を相手方に請求することができる。

(有効期間)

第14条 この協定の有効期間は、この協定書の締結日から〇〇年3月31日までとする。ただし、専門職大学院及びDMO等は、双方協議の上で合意したときは、この協定を1年更新することができるものとする。

(実習の中断)

第15条 専門職大学院又はDMO等は、相手方又は学生にこの協定に違反する行為があったとき、その他観光地域プロジェクトI・IIを継続しがたい事態が生じたときは、直ちに観光地域プロジェクトI

・IIを中断することができる。この場合には、速やかに相手方にその旨を通知するものとし、専門職大学院及びDMO等は、観光地域プロジェクトI・IIの再開又は終了に関し誠実に協議するものとする。

(協定の解除)

第16条 専門職大学院又はDMO等は、相手方が信頼関係を破壊する重大な背信行為があったと認められるとき、その他この協定の各条項に違反したときは、この協定を解除することができる。

(協定の解釈)

第17条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈等について疑義を生じたときは、専門職大学院及びDMO等は誠意をもって協議し、これを解決するものとする。

この協定締結の証として本書2通を作成し、双方が記名押印の上、それぞれ1通を保管するものとする。

〇〇年〇〇月〇〇日

(所在地)

(和歌山大学大学院観光学研究科  
観光地域マネジメント専攻  
研究科長・氏名)

(所在地)

(DMO等の名称 代表者役職・氏名)

## 観光地域プロジェクトⅠ・Ⅱ実施計画書（様式1）

プロジェクト名	
実施地域・団体	
主な活動場所 (事務所・住所等)	
プロジェクトの概要	
プロジェクトに関わる ステークホルダー	
受入人数	
実習先受入責任者	
メンター（実習指導者）	
指導教員	
実習以外の業務に対する 報酬の有無	
実習地への交通費支給の 有無	
その他、観光地域プロジ ェクトⅠ・Ⅱの実施に必 要な事項	

観光地域プロジェクトⅠ・Ⅱ募集要項（様式2）

プロジェクト名	
実施地域・団体	
主な活動場所 （事務所・住所等）	
メンター（実習指導者）	
指導教員	
募集人数	
当該観光地の現状と課題	
プロジェクトの目的	
観光地域が考えるプロジェクトのイメージ	
<p>修得できる能力とスキル（以下のDPとの適合必要、提出時にはDPを消すこと）</p> <p>DP2 地域価値の創造実現能力地域が有する顕在的・潜在的な観光資源を基礎として、地域の社会的価値を創造し具現化する能力を備えている。</p> <p>DP3 地域社会との協働的関係性構築能力自立し持続可能な観光地域の実現に向けた共通目標設定のため、地域社会との建設的なコミュニケーションに基づく協働的関係性の構築能力を備えている。</p> <p>DP4 データ分析に基づく戦略的意思決定能力観光地域マネジメントに必要となる情報を効率的に収集整理した上で、定量的・定性的手法によるデータ分析を実施し、戦略的意思決定を先導する能力を備えている。</p>	

観光地域プロジェクト計画書（様式3）

プロジェクト名	
実施地域・団体	
受講者（学籍番号・氏名）:	
メンター（実習指導者）	
指導教員	

1. 当該観光地の現状と課題
2. プロジェクトの目的
3. プロジェクトのゴール
4. スコープ
5. コスト
6. スケジュール
7. プロジェクト体制
8. 品質マネジメント
9. コミュニケーション
10. リスクと対策

観光地域プロジェクト完了報告書（様式4）

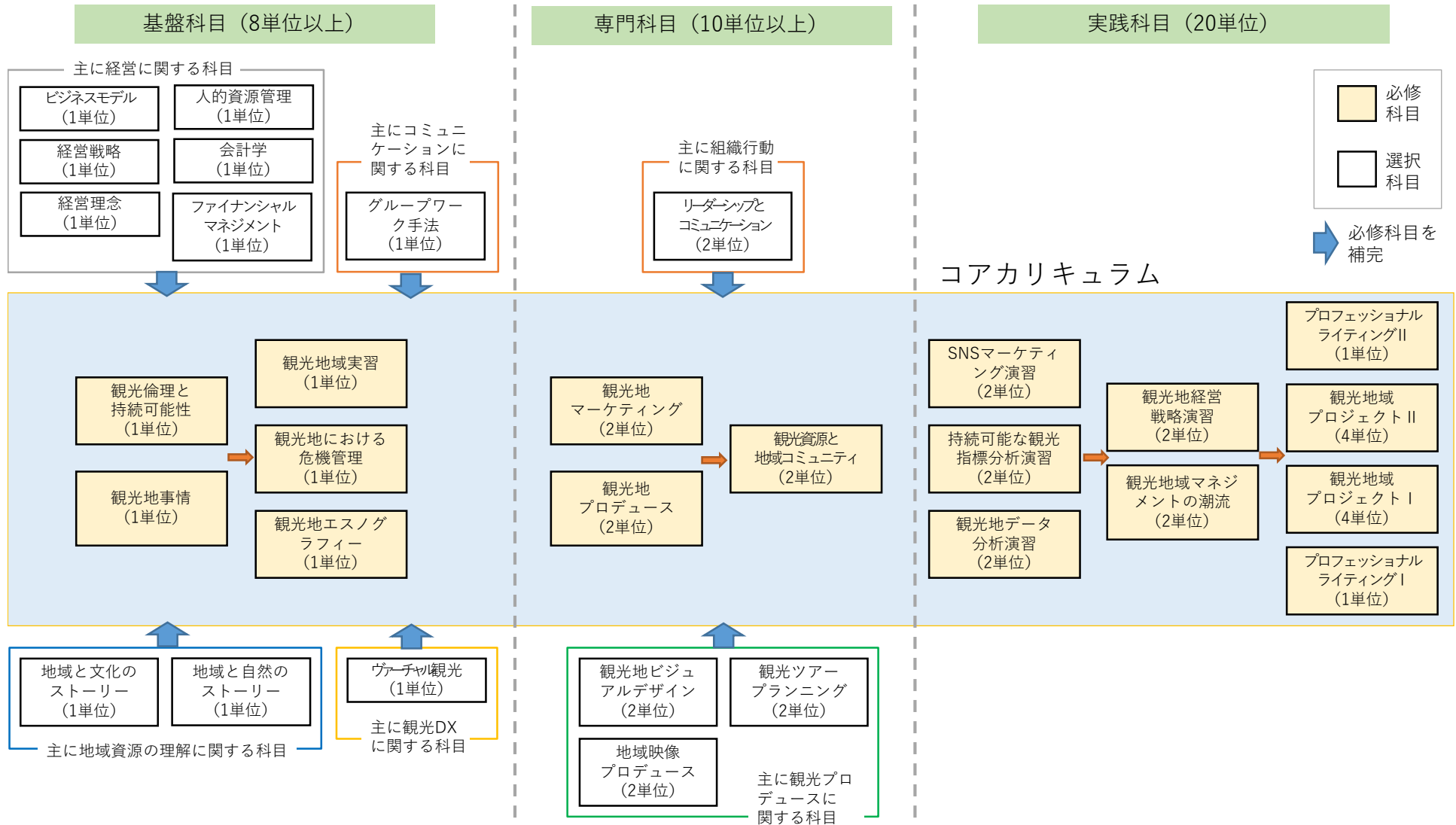
プロジェクト名	
実施地域・団体	
受講者（学籍番号・氏名）:	
メンター（実習指導者）	
指導教員	
予め設定していた目的	
予め設定していたゴール	
結果と効果検証	
自己評価	
募集要項の「修得できる能力とスキル」に関しても自己評価してください	

この完了報告書と別に観光地域プロジェクト報告書、実践論文を揃えて提出すること

# ■ 専門職大学院履修イメージ

▶ コアカリキュラムは必修科目17科目で構成

▶ コアカリキュラムとそれを補完する選択科目から計38単位を修得



(CP1) 地域課題や社会課題を理解し、地域の資源から社会的価値を見出すとともに、それらに対応した観光地域マネジメントに必要な基礎的な概念・知識・能力を身につけるための基盤科目を置く。

(CP2) 地域社会との協働により、地域固有の観光資源を地域の社会的価値として磨き上げ、高付加価値・革新的な観光地域の実現を目指すための専門的な知識を学ぶ専門科目を置く。

(CP3) 観光地域マネジメントに必要な情報の収集・整理・分析のための知識・能力を身につけ、実地におけるプロジェクトの実践を通じて観光地域の戦略的意思決定を総合的に学ぶ実践科目を置く。

■専門職大学院履修モデル

【ストレートマスター】

学期	基盤科目	専門科目	実践科目
	学年担当教員による履修指導		
1Q	観光地事情 観光倫理と持続可能性 グループワーク手法	観光地マーケティング 観光地プロデュース	観光地域マネジメントの潮流 観光地データ分析演習
2Q	観光地域実習 観光地エスノグラフィー	観光地マーケティング 観光地プロデュース	観光地域マネジメントの潮流 持続可能な観光指標分析演習
3Q	会計学	観光ツアープランニング 観光資源と地域コミュニティ リーダーシップと コミュニケーション	SNS マーケティング演習
4Q	観光地における危機管理 ファイナンシャルマネジメント	観光ツアープランニング 観光資源と地域コミュニティ リーダーシップと コミュニケーション	観光地経営戦略演習
	主指導教員、副指導教員の決定		
5Q			プロフェッショナル ライティング I
6Q			観光地域プロジェクト I
7Q			観光地域プロジェクト II
8Q			プロフェッショナル ライティング II
	実践論文の提出		



【社会人学生】

学期	基盤科目	専門科目	実践科目
	学年担当教員による履修指導		
1Q	観光地事情 観光倫理と持続可能性	観光地マーケティング 観光地プロデュース	観光地域マネジメントの潮流 観光地データ分析演習
2Q	観光地域実習 観光地エスノグラフィー	観光地マーケティング 観光地プロデュース	観光地域マネジメントの潮流 持続可能な観光指標分析演習
3Q	地域と文化のストーリー	地域映像プロデュース 観光ツアープランニング 観光資源と地域コミュニティ	SNS マーケティング演習
4Q	観光地における危機管理 地域と自然のストーリー	地域映像プロデュース 観光ツアープランニング 観光資源と地域コミュニティ	観光地経営戦略演習
	主指導教員、副指導教員の決定		
5Q	ヴァーチャル観光 ビジネスモデル		プロフェッショナル ライティング I
6Q			観光地域プロジェクト I
7Q			観光地域プロジェクト II
8Q			プロフェッショナル ライティング II
	実践論文の提出		

※自身の関係する地域の特性に応じて、「地域と文化のストーリー」もしくは「地域と自然のストーリー」のいずれかを履修する。

国立大学法人和歌山大学職務倫理規程

制 定 平成16年 4月 1日

法人和歌山大学規程第 26 号

最終改正 平成29年 3月24日

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人和歌山大学（以下「本学」という。）の役員（非常勤を除く。以下同じ。）及び教職員（以下「役職員」という。）の職務に係る倫理の保持に資するため必要な措置を講ずることにより、職務の執行の公正さに対する国民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって本学の業務に対する国民の信頼を確保することを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、「事業者等」とは、法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む）その他の団体及び事業を行う個人（当該事業の利益のためにする行為を行う場合における個人に限る。）をいう。

2 この規程の適用については、事業者等の利益のためにする行為を行う場合における役員、従業員、代理人その他の者は、事業者等とみなす。

3 この規程において「利害関係者」とは、役職員が職務として次の各号に掲げる業務に従事する場合における当該各号に定める者をいう。

(1) 本学会計規則に規定する売買、賃借、請負その他の契約に関する業務 これらの契約を締結している事業者等、これらの契約の申込をしている事業者等及びこれらの契約の申込をしようとしていることが明らかである事業者等

(2) 入学試験における合格者の決定に関する業務 大学への入学を志願する者及びその関係者

(3) 卒業判定又は修了判定に関する業務 当該卒業判定又は修了判定の対象となる学生等

(4) 学生等の懲戒処分に関する業務 当該懲戒処分の対象となる学生等

(5) 教職員として採用する者の決定に関する業務 大学に教職員として採用されることを希望する者及びその関係者

4 前項の規定の適用については、役員は、他の役職員が職務として携わる前項に掲げる事務に従事しているものとみなす。

5 役職員に異動があった場合において、当該異動前の役職に係る当該役職員の利害関係者であった者が、異動後引き続き当該役職に係る他の役職員の利害関係者であるときは、当該利害関係者であった者は、当該異動の日から起算して3年間（当該期間内に、当該利害関係者であった者が当該役職に係る他の役職員の利害関係者でなくなったときは、その日までの間）は、当該異動があった役職員の利害関係者であるものとみなす。

6 他の役職員の利害関係者が、役職員をしてその職務に基づく影響力を当該他の役職員に行使させることにより自己の利益を図るため、その役職員と接触していることが明らかな場合においては、当該他の役職員の利害関係者は、その役職員の利害関係者でもあるものとみなす。

(倫理行動基準)

第3条 役職員は、本学役職員としての誇りを持ち、かつ、その使命を自覚し、次の各号に

掲げる事項をその職務に係る倫理の保持を図るために遵守すべき基準として、行動しなければならない。

- (1) 役職員は、職務上知り得た情報について一部の者に対してのみ有利な取扱いをする等不当な差別的取扱いをしてはならず、常に公正な職務の執行に当たらなければならないこと。
- (2) 役職員は、常に公私の別を明らかにし、いやしくもその職務や地位を自らや自らの属する組織のための私的利益のために用いてはならないこと。
- (3) 役職員は、法令及び本学の諸規程により与えられた権限の行使に当たっては、当該権限の行使の対象となる者からの贈与等を受けること等の行為をしてはならないこと。
- (4) 役職員は、職務の執行に当たっては、公共の利益の増進を目指し、全力を挙げてこれに取り組まなければならないこと。
- (5) 役職員は、勤務時間外においても、自らの行動が本学の信用に影響を与えることを常に認識して行動しなければならないこと。

(禁止行為)

第4条 役職員は、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 利害関係者から金銭、物品又は不動産の贈与（せん別、祝儀、香典又は供花その他これらに類するものを含む。）を受けること。
  - (2) 利害関係者から金銭の貸付け（業として行われる金銭の貸付けにあっては、無利子のもの又は利子の利率が著しく低いものに限る。）を受けること。
  - (3) 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で物品又は不動産の貸付けを受けること。
  - (4) 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で役務の提供を受けること。
  - (5) 利害関係者から未公開株式（証券取引法（昭和23年法律第25号）第2条第11項に規定する証券取引所に上場されておらず、かつ、同法第75条第1項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されていない株式をいう。）を譲り受けること。
  - (6) 利害関係者から供応接待を受けること。
  - (7) 利害関係者と共に飲食をすること。
  - (8) 利害関係者と共に遊技又はゴルフをすること。
  - (9) 利害関係者と共に旅行（職務のための旅行を除く。）をすること。
- 2 前項の規定にかかわらず、役職員は、次に掲げる行為を行うことができる。
- (1) 利害関係者から宣伝用物品又は記念品であって広く一般に配布するためのものの贈与を受けること。
  - (2) 多数の者が出席する立食パーティー（飲食物が提供される会合であって立食形式で行われるものをいう。以下同じ。）において、利害関係者から記念品の贈与を受けること。
  - (3) 職務として利害関係者を訪問した際に、当該利害関係者から提供される物品を使用すること。
  - (4) 職務として利害関係者を訪問した際に、当該利害関係者から提供される自動車（当該利害関係者とその業務等において日常的に利用しているものに限る。）を利用すること（当該利害関係者の事務所等の周囲の交通事情その他の事情から当該自動車の

利用が相当と認められる場合に限る。)

- (5) 職務として出席した会議その他の会合において、利害関係者から茶菓の提供を受けること。
- (6) 多数の者が出席する立食パーティーにおいて、利害関係者から飲食物の提供を受け、又は利害関係者と共に飲食すること。
- (7) 職務として出席した会議において、利害関係者から簡素な飲食物の提供を受け、又は利害関係者と共に簡素な飲食をすること。
- (8) 利害関係者と共に自己の費用を負担して飲食をすること。ただし、職務として出席した会議その他打合せのための会合の際における簡素な飲食以外の飲食（夜間におけるものに限る。）にあつては、倫理監督者（第12条に定める倫理監督者をいう。以下同じ。）が、公正な職務の執行に対する国民の疑惑や不信を招くおそれがないと認めて許可したものに限る。

- 3 第1項の規定の適用については、役職員が、利害関係者から、物品若しくは不動産を購入した場合、物品若しくは不動産の貸付けを受けた場合又は役務の提供を受けた場合において、それらの対価がそれらの行為が行われた時における時価よりも著しく低いときは、当該役職員は、当該利害関係者から、当該対価と当該時価との差額に相当する額の金銭の贈与を受けたものとみなす。

（禁止行為の例外）

第5条 役職員は、私的な関係（役職員としての身分にかかわらない関係をいう。以下同じ。）がある者であつて、利害関係者に該当するものとの間においては、職務上の利害関係の状況、私的な関係の経緯及び現在の状況並びにその行おうとする行為の態様等にかんがみ、公正な職務の執行に対する国民の疑惑や不信を招くおそれがないと認められる場合に限り、前条第1項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる行為を行うことができる。

- 2 役職員は、前項の公正な職務の執行に対する国民の疑惑や不信を招くおそれがないかどうかを判断することができない場合においては、倫理監督者に相談し、その指示に従うものとする。
- 3 役職員は、同じ部署等で勤務した関係又は本学が行った研修若しくは本学から派遣されて参加した研修を同時に受けた関係がある者であつて、利害関係者に該当するものと共にする飲食については、利害関係者以外の者を含む多数の者が出席する場合であつて自己の飲食に要する費用を負担するときに限り、前条第1項第7号の規定にかかわらず、これを行うことができる。

（利害関係者以外の者との間における禁止行為）

第6条 役職員は、利害関係者に該当しない事業者等であっても、その者から供応接待を繰り返して受ける等通常一般の社交の程度を超えて供応接待又は財産上の利益の供与を受けてはならない。

- 2 役職員は、自己が行った物品若しくは不動産の購入若しくは借受け又は役務の受領の対価を、その者が利害関係者であるかどうかにかかわらず、それらの行為が行われた場に居合わせなかった事業者等にその者の負担として支払わせてはならない。

（講演等に関する規制）

第7条 役職員は、利害関係者からの依頼に応じて報酬を受けて、講演、討論、講習若しくは研修における指導若しくは知識の教授、著述、監修、編さん又はラジオ放送若しくはテ

レビジョン放送の放送番組への出演（兼業許可を得てするものを除く。以下「講演等」という。）をしようとする場合は、あらかじめ倫理監督者の承認を得なければならない。

- 2 倫理監督者は、利害関係者から受ける前項の報酬に関し、役職員の職務の種類又は内容に応じて、当該報酬の額が公正な職務の執行に対する国民の疑惑や不信を招くおそれがあると判断した場合は、当該講演等を承認しないものとする。

（役職員からの申請に対する許可又は承認）

第8条 役職員は、第4条第2項第8号の規定による許可又は前条の規定による承認の申請をしようとするときは、それぞれ様式第1号による飲食許可申請書又は様式第2号による講演等承認申請書を作成し、倫理監督者に提出するものとする。

（贈与等の報告）

第9条 役員及び管理職の地位にある職員（国立大学法人和歌山大学教職員給与規程に基づく管理職手当の支給を受ける職員をいう。以下同じ。）は、事業者等から金銭、物品その他の財産上の利益の供与若しくは供応接待（以下「贈与等」という。）を受けたとき又は事業者等と役職員の職務との関係に基づいて提供する人的役務に対する報酬として、次条に定めるものの支払を受けたとき（当該贈与等を受けた時又は当該報酬の支払いを受けた時において役員及び管理職の地位である職員であった場合に限り、かつ、当該贈与等により受けた利益又は当該支払を受けた報酬の価額が一件につき5千円を超える場合に限る。）は1月から3月まで、4月から6月まで、7月から9月まで及び10月から12月までの各区分による期間（以下「四半期」という。）ごとに、様式第3号による贈与等報告書を、当該四半期の翌四半期の初日から14日以内に、学長に提出しなければならない。

（報酬）

第10条 前条にいう報酬は、次の各号のいずれかに該当する報酬とする。

- （1） 利害関係者に該当する事業者等から支払を受けた講演等の報酬
- （2） 利害関係者に該当しない事業者等から支払を受けた講演等のうち、役職員の現在又は過去の職務に関係する事項に関する講演等であって役職員が行うものであることを明らかにして行うものの報酬

（報告書の保存及び閲覧）

第11条 第9条の規定により提出された贈与等報告書は、これを受理した学長において、これらを提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

- 2 何人も、学長に対し、前項の規定により保存されている贈与等報告書（贈与等により受けた利益又は支払を受けた報酬の価額が1件につき2万円を超える部分に限る。）の閲覧を請求することができる。
- 3 前項に規定する贈与等報告書の閲覧（以下「贈与等報告書の閲覧」という。）は、当該贈与等報告書の提出期限の翌日から起算して60日を経過した日の翌日以後これを行うことができる。
- 4 贈与等報告書の閲覧は、学長が指定する場所でこれをしなければならない。

（倫理監督者）

第12条 役職員の職務に係る倫理の保持を図るため、本学に倫理監督者を置く。

- 2 倫理監督者は、学長とする。

（倫理監督者への相談）

第13条 役職員は、自らが行う行為の相手方が利害関係者に該当するかどうかを判断することができない場合又は利害関係者との間で行う行為が第4条第1項各号に掲げる行為に該当するかどうかを判断することができない場合には、倫理監督者に相談するものとする。  
(学長の責務)

第14条 学長は、この規程に定める事項の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

- (1) 贈与等報告書の受理、審査及び保存、並びに贈与等報告書の閲覧のための体制の整備その他役職員の職務に係る倫理の保持のための体制の整備を行うこと。
- (2) 役職員がこの規程に違反する行為を行った場合には、厳正に対処すること。
- (3) 役職員がこの規程に違反する行為について倫理監督者その他の適切な機関に通知したことを理由として、当該通知をした役職員が不利益な取扱いを受けないよう配慮すること。
- (4) 研修その他の施策により、役職員の倫理観の醸成及び保持に努めること。

(倫理監督者の責務等)

第15条 倫理監督者は、この規程に定める事項の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

- (1) 役職員からの第5条第2項又は第13条の相談に応じ、必要な指導及び助言を行うこと。
- (2) 役職員が特定の者と国民の疑惑や不信を招くような関係を持つことがないかどうかの確認に努め、その結果に基づき、役職員の職務に係る倫理の保持に関し、必要な指導及び助言を行うこと。

(倫理監督補助者への委任)

第15条の2 倫理監督者は、倫理監督補助者に前条各号に規定する職務の一部を行わせることができる。

2 倫理監督補助者は、理事、学部長、センター長とする。

(規程に違反した場合の対処)

第16条 役職員に、この規程に違反する行為を行ったおそれがあると認められるときは、学長は、直ちに調査を開始し、調査の結果、当該役職員がこの規程に違反する行為があったと認められる場合においては、必要な措置を厳正に行うものとする。

(その他)

第17条 学長は、この規程の実施に関し、必要な事項を別に定めることができるものとする。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年1月27日一部改正：法人和歌山大学規程第898号)

この改正規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年6月12日一部改正：法人和歌山大学規程第934号)

この改正規程は、平成21年6月12日から施行する。

附 則 (平成29年4月1日一部改正：法人和歌山大学規程第1922号)

この改正規程は、平成29年4月1日から施行する。

年 月 日
飲 食 許 可 申 請 書
所 属 職 名 氏 名 _____ 印
国立大学法人和歌山大学職務倫理規程第4条第2項第8号の許可を得たく、下記のとおり申請します。
記
1. 飲食の目的・理由
2. 飲食の相手方
3. 飲食の内容（飲食に要する予定金額を含む）
4. 飲食の日時
5. 飲食の場所
上記の申請を許可する。
年 月 日
倫 理 監 督 者
_____ 印

年 月 日
講演等承認申請書
所属 職名 氏名 _____ 印
国立大学法人和歌山大学職務倫理規程第7条第1項の承認を得たく、下記のとおり申請 します。
記
1. 講演・著述等の依頼者
2. 講演・著述等の内容（講演等の対象者を含む）
3. 講演・著述等を行う日時・場所
4. 報酬の額
上記の申請を承認する。
年 月 日
倫理監督者
_____ 印



贈与等報告書

学 長 殿

(所 属)

(職 名)

(氏 名)

印

贈与等により利益を受け又は報酬の支払を受けた年月日	
贈与等又は報酬の支払の基因となった事実	
贈与等の内容又は報酬の内容	
贈与等により受けた利益又は支払を受けた報酬の価額	
贈与等により受けた利益又は支払を受けた報酬の価額を推計した額を記載している場合にあつては、その推計の根拠	
供応接待を受けた場合にあつては、当該供応接待を受けた場所の名称及び住所並びに当該供応接待の場に居合わせた者の人数及び職業（多数の者が居合わせた立食パーティー等の場において受けた供応接待にあつては、当該供応接待の場に居合わせた者の概数）	
贈与等をした事業者等又は報酬を支払った事業者等の名称及び住所	
規程第二条第二項の規定の適用を受ける役員等が贈与等を行った場合にあつては、当該役員等の役職又は地位及び氏名（当該役員等が複数であるときは、当該役員等を代表する者の役員又は地位及び氏名）	
贈与等をし、又は報酬の支払をした事業者等と職員の職務との関係及び当該職員が属する行政機関との関係	

和歌山大学大学院観光学研究科地域マネジメント専攻教育課程連携協議会規程

制 定 令和 4年 月 日

(趣旨)

第1条 専門職大学院設置基準第6条の2第1項に規定する教育課程連携協議会として、和歌山大学大学院観光学研究科地域マネジメント専攻（以下「専門職大学院」という。）に、和歌山大学大学院観光学研究科地域マネジメント専攻教育課程連携協議会（以下「連携協議会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 連携協議会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 産業界等との連携による授業科目の開設その他の教育課程の編成に関する基本的な事項
- (2) 産業界等との連携による授業の実施その他の教育課程の実施に関する基本的な事項及びその実施状況の評価に関する事項

(組織)

第3条 連携協議会は、次の各号に定める委員をもって組織する。

- (1) 大学院観光学研究科長
- (2) 観光地域マネジメント専攻長
- (3) 観光学部副学部長（教務担当）
- (4) 専門職大学院の課程に係る職業に就いている者又は当該職業に関連する事業を行う者による団体のうち、広範囲の地域で活動するものの関係者であって、当該職業の実務に関し豊富な経験を有する者
- (5) 地方公共団体の職員、地域の事業者による団体の関係者その他の地域の関係者
- (6) 他の専門職大学または専門職大学院等の教員その他の職員
- (7) その他研究科長が必要と認める者 若干名

2 前項第7号の委員は、連携協議会の議を経て研究科長が委嘱する。

(任期)

第4条 前条第1項第4号から第7号までの委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 連携協議会に委員長を置き、委員長は第3条第1項第2号の委員をもって充てる。

2 委員長は、連携協議会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

(会議)

第6条 連携協議会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

2 第3条第1項第5号及び第6号の委員については、当該委員が指名した代理者の出席を可と

する。

3 連携協議会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の出席)

第7条 議長は、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務)

第8条 連携協議会の事務は、学務課において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、連携協議会の運営に関し必要な事項は、連携協議会の議を経て、別に定める。

附 則

1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

ハイブリッド型授業が可能な演習室、院生研究室、ミーティングルーム



- ・大型モニターにカメラとテレビ会議対応のスピーカーフォンを装着し、ハイブリッド型の授業に対応した演習室



・院生研究室



・院生ミーティングルーム

文部科学大臣 末松信介 様

## 和歌山大学専門職大学院の設置に係る要望

和歌山県は、世界遺産に登録された「紀伊山地の霊場と参詣道」をはじめ歴史的・文化的資産、雄大な自然景観やそれらを活用したアウトドア体験、温泉、食など、豊富な観光資源を有し、国内外から多くの観光客が訪れる観光地ですが、このたびの新型コロナウイルス感染症の影響により観光産業は大きなダメージを受けており、地域の発展にとって観光産業の復興は重要な政策課題と考えております。

一方、和歌山大学では、平成20年4月に観光学部を開設して以来、学生が県内の市町村に出向き、住民とともに地域の魅力の再発見や埋もれた観光資源の掘り起こしを行うなど、まさしく地域に密着した研究活動を行っており、県内での評価も非常に高いものとなっております。

こうした中、和歌山大学に専門職大学院を設置することは、地域の観光高等教育機能の充実・強化につながり、ポストコロナ時代を見据えた観光振興・地域振興をリードする高度な専門職業人材の育成に大きく貢献するものと期待されることから、和歌山大学専門職大学院（観光地域マネジメント専攻）の設置について、特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

令和4年3月10日

和歌山県知事

仁坂吉伸

国立大学法人

和歌山大学長

伊 東 千 尋 様

## 要 望 書

### 和歌山大学大学院観光学研究科の設置について

関西経済（2府4県）のGRPシェアは1970年をピークに低下しており、関西経済の持続的な発展に向け、新たな成長の柱となる産業が求められています。その中において、関西インバウンド観光は、円安やビザ発給緩和、関西国際空港へのLCC増便等を背景に、2019年の訪関西外国人数は1,300万人を超え、その消費額は約1.2兆円に急増し、「インバウンド観光」は関西観光を牽引するとともに、将来の関西経済の柱となり得る産業の一つまでに成長しています。その状況は一変し、2020年に始まった新型コロナウイルスの世界的な感染拡大により、インバウンド消費はほぼ消失しました。

しかしながら、観光セクターが関西経済の成長分野であることに変わりはなく、さらに2025年にはナショナルイベントである大阪・関西万博が開催されるこの好機を活かし、世界の旅行者に選ばれる destinations “KANSAI” を創り上げ、関西経済を再び成長軌道に載せるため、今般、観光に携わる行政・地域・企業等による連携協働の下、この目的を実現することに向けた基本的な考え方をまとめた「関西ツーリズムグランドデザイン2025」を策定しました。

このグランドデザインにおいても、観光人材の育成・確保は重要な取組みの一つに掲げており、また関西観光の持続的な発展には不可欠であるとの認識の下、関西一丸となって取組んでいくこととしています。

このような状況下において、平成20年に貴学内に観光学部が設置されたことは大変意義深く、関西の観光産業振興のためには、今後さらに高度な能力を持つ人材を戦略的に養成していく必要があります。

こうした観点からも、今般、貴大学におかれまして大学院観光学研究科の設置を実現され、より高度な能力を持つ観光人材の育成と今後の観光産業を牽引する人材を養成されることを強く要望します。

以 上

令和4年3月2日

一般財団法人 関西観光本部  
理事長 松本 正義

